

(参考資料②) 設工認から保安規定への反映項目確認

○保安規定への反映項目抽出（1次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
1-1	11	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、<u>施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u></p>	<p>SQAS-08「施設管理標準」 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、<u>施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u></p>
	15	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	19	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	22	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	26	今回申請のクレーン①、クレーン②、廃棄物管理棟及び廃棄物貯蔵設備(7)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	32	今回申請の第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、汚染機材保管倉庫の設備、機器及び建物の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	43	今回申請の廃棄物管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	45	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		

(参考資料②) 設工認から保安規定への反映項目確認

○保安規定への反映項目抽出（1次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
1-2	27	廃棄物管理棟に放射性固体廃棄物を搬入・保管するにあたっては、事前に第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域)                      第42条 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-7}</math>Bq/cm<sup>3</sup>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm<sup>3</sup>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。                      2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。                      3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。                      4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。                      5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。                      6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。                      7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>第2図(7) 管理区域の区分図(廃棄物管理棟、第3廃棄物倉庫及び劣化・天然ウラン倉庫)</p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-07「放射線管理標準」                      6. 計画及び実施                      6.1 区域管理                      6.1.1 管理区域の設定                      (1) 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-7}</math>Bq/cm<sup>3</sup>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が0.4 Bq/cm<sup>3</sup>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。                      (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。                      ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。                      ②管理総括者は、前項(1)に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。                      ③前項(1)の管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。                      ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。                      ⑤管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。                      ③安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>図7 管理区域の区分図(劣化・天然ウラン倉庫、第3廃棄物倉庫及び廃棄物管理棟)</p>
1-3	添1-18(135)	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      1.1 内部火災                      (4) 標準書の整備                      ②管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。                      4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」                      10.4 消火活動                      (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</p> <p>STD-SC1321-02「消火活動手順」                      6.1 消火活動                      (3) 注水消火                      ③ 漏水による設備への水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器(但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く)の電源断の措置を行う。</p>

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-1	17	今回申請の加工棟 成型工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(保安計画の策定)                      第60条の7                      4. 担当課長は、設計及びび工事の計画を次のとおり策定する。                      (1) 担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及びび工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及びび工事の計画を策定する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SOAS-08「施設管理標準」                      6. 2. 4. 3 設計及びび工事の計画の策定                      (1) 設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及びび工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及びび工事の計画を策定する。</p>
2-2	221	今回申請の加工棟 成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
2-3	18	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>(工事管理)                      第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及びび次の事項を考慮した工事管理を行う。</u>                      (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      (2) 加工施設に対する悪影響の防止                      (3) 管理上重要な初期データの採取</p>	<p>SOAS-08「施設管理標準」                      8. 工事管理                      設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及びび次の事項を考慮した工事管理を行う。</u>                      a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      b. 加工施設に対する悪影響の防止                      c. 管理上重要な初期データの採取                      d. 工事工程の管理                      e. 運転開始までの作業対象設備の管理                      f. 放射線管理                      g. 放射性廃棄物管理</p>
	28	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>(4) 工事工程の管理                      (5) 運転開始までの作業対象設備の管理                      (6) 第6章に基づく放射線管理                      (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	
	115	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	150	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	222	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	230	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
2-4	27	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	<p>(保安品質マニュアル)                      第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を制定し、維持させる。</p>	<p>SOAM「保安品質保証計画書」                      4. 保安品質マネジメントシステム                      4. 1 一般要求事項                      (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。</p>
	229	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-5	34	<p>ベレット寸法密度測定台及びフードボックス(3)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(保安計画の策定) 第60条の7 担当課長は、保安計画を次のとおり策定する。 (1) 担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保安計画</p> <p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>(保安の実施) 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保安計画に従って保安を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保安の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SOAS-08「施設管理標準」 6. 2. 4 保安計画の策定 設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。 (1) 担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関する事項を含める。 a. 点検計画 b. 巡視計画 c. 定期事業者検査の計画 d. 設計及び工事の計画 e. 特別な保安計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 (2) 設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 c. 評価方法及び管理基準 d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保安の実施 (1) 保安を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保安計画に従って保安を実施する。 (2) 保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 (3) 各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 (4) 保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。 (6) 設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保安計画を策定し、これに基づき保安を実施し、その機能を維持する。</p> <p>SOAS-06「加工施設の操作標準」 6. 2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	34	加工棟 成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 (2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目 2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 3) 評価方法及び管理基準 4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期	
	149	a. スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)～(4)、仕上りベレット貯蔵棚(1)～(32) 工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。	(保安の実施) 第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保安計画に従って保安を実施する。 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。 4. 担当課長は、保安の結果について記録し、保管する。 6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。	6. 2. 5 保安の実施 (1) 保安を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保安計画に従って保安を実施する。 (2) 保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。 (3) 各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。 (4) 保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。 (6) 設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。
	157	SUS 容器用台車(1)、原料粉末貯蔵棚(1)、(2)、SUS 容器、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～(4)、電動リフタ(5)、(6)、仕上りベレット貯蔵棚(1)～(32)、仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)、(4)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。	
	233	保安秤量器(加工棟7)、(加工棟8)、(加工棟9)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	233	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-6	添 I - 21	降下火砕物が加工施設で観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。</u>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      2.1 火山（降灰）及び積雪                      (3) 資機材の整備                      管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。</u>                      (4) 標準書の整備                      管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u>                      ① <u>加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</u>                      ② <u>降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</u>                      ③ <u>降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u>                      ④ <u>加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」                      6.4 活動に係る要領書の整備                      (1) 火山活動（降灰）・積雪                      ① <u>加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業（以下積雪を含む）において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</u>                      ② <u>降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</u>                      ③ <u>降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u>                      ④ <u>加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u></p> <p>STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」                      4.1 降下火砕物の除去（積雪を含む）                      (2) 除去の判断                      管理総括者は、<u>建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。</u>なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。                      ① 建物実耐力                      降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。                      ② 事象の進展                      降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。                      (3) 装備と除去用具                      以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。                      ① 除去用具                      ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒                      ② 降下火砕物除去装備                      防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴                      4.3 設備の停止                      降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。                      気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
2-7	添 I - 26	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      1.1 内部火災                      (4) 標準書の整備                      ② <u>管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u>                      ④ <u>消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</u></p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」                      10.4 消火活動                      (3) <u>消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</u></p> <p>STD-SC1321-02「消火活動手順」                      6.1 消火活動                      (3) 注水消火                      ③ <u>漏水による設備への水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）の電源断の措置を行う。</u></p>

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
2-8	添 I - 290	質量の核的制限値を有する設備・機器にウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する設計とする。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（臨界安全管理）                      第35条                      （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（記録）                      第124条                      2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係）                      1. 加工規則第7条に基づく記録                      3. 操作記録                      ① 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 1 加工施設の操作管理                      （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。                      ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>2)</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。</p> <p>・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>
2-9	添 I - 296	固定することが困難な設備・機器と固定設備・機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定設備・機器に対する固定することが困難な設備・機器は保安規定に規定された使用エリア内でのみ使用する管理（図臨-42 参照）とする。	<p>（臨界安全管理）                      第35条                      （3）別表第2第2項に示す台車、<u>構内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、<u>同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</u></p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（第35条関係）                      2. <u>台車、構内運搬車に係る制限値（濃縮度5%以下）</u>                      3. <u>電動リフトに係る制限値（濃縮度5%以下）</u></p> <p>第3図(1)～(7) 台車、構内運搬車及び電動リフト使用エリア図</p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 1 加工施設の操作管理                      （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。                      ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、<u>構内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、<u>同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</u></p>
	添 I - 1018	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)、(4)は、収納する仕上りペレット貯蔵棚の転倒を防止する部位を設置する。台車の操作については保安規定で規定する。		

## 保安規定への反映項目抽出（3次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
3-1	10	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）            第60条の7            4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。            （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」            6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定            （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p>
	18	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	22	今回申請の準備工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	26	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	32	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	37	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	42	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	47	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
4-1	25	今回申請の工場棟転換工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。	SQAS-08「施設管理標準」 6.2.4.3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。
	50	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ2-1参照）により行う。		
	100	今回申請の工場棟成型工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。		
	100	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業員、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		
	153	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。		
	166	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。		
	199	今回申請の第2核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。		
	205	今回申請の容器管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。		



## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
4-1	212	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ2-1参照）により行う。	（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 <u>（1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u>	SQAS-08「施設管理標準」 6.2.4.3 設計及び工事の計画の策定 <u>（1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u>
	263	今回申請の放射線管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
	278	今回申請の放射線管理棟前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a参照）により行う。		
	282	今回申請の除染室・分析室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。		
	308	本申請の設備の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-2-1参照）。		
	310	本申請の設備の仮移設及び代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-3-1参照）		
	314	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-4-1参照）。		
	317	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-5-1参照）。		

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
4-1	448	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 <u>（1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u>	SQAS-08「施設管理標準」 6.2.4.3 設計及び工事の計画の策定 <u>（1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u>
	460	今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。		
	471	今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。		
	480	今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。		
	489	今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。		
	496	今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
	506	今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
4-1	512	今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。	（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。	SQAS-08「施設管理標準」 6.2.4.3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。
4-2	25	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	（管理区域の区域区分） 第43条 2. 管理総括者は、前項の第2号の第1種管理区域について放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。	SQAS-07「放射線管理標準」 6.1.2 管理区域の区分 （2）管理総括者は、第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。
	199	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		
	263	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		
	282	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-3	27	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（工事管理）                      第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      （2）加工施設に対する悪影響の防止                      （3）管理上重要な初期データの採取                      （4）工事工程の管理                      （5）運転開始までの作業対象設備の管理                      （6）第6章に基づく放射線管理                      （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」                      8. 工事管理                      設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      b. 加工施設に対する悪影響の防止                      c. 管理上重要な初期データの採取                      d. 工事工程の管理                      e. 運転開始までの作業対象設備の管理                      f. 放射線管理                      g. 放射性廃棄物管理</p>
	102	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
	154	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
	200	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
	205	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
	212	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
	264	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		
	278	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>		

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-3	283	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（工事管理）  第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  （2）加工施設に対する悪影響の防止  （3）管理上重要な初期データの採取  （4）工事工程の管理  （5）運転開始までの作業対象設備の管理  （6）第6章に基づく放射線管理  （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」  8. 工事管理  設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  b. 加工施設に対する悪影響の防止  c. 管理上重要な初期データの採取  d. 工事工程の管理  e. 運転開始までの作業対象設備の管理  f. 放射線管理  g. 放射性廃棄物管理</p>
	298	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	308	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	310	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	449	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	461	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	471	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	481	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-3	489	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（工事管理）                      第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      （2）加工施設に対する悪影響の防止                      （3）管理上重要な初期データの採取                      （4）工事工程の管理                      （5）運転開始までの作業対象設備の管理                      （6）第6章に基づく放射線管理                      （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」                      8. 工事管理                      設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      b. 加工施設に対する悪影響の防止                      c. 管理上重要な初期データの採取                      d. 工事工程の管理                      e. 運転開始までの作業対象設備の管理                      f. 放射線管理                      g. 放射性廃棄物管理</p>
	497	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	506	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	513	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
4-4	29	放射性固体廃棄物を工場棟転換工場から搬出又は工場棟転換工場へ搬入するにあたっては、事前に工場棟転換工場前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	<p>（管理区域）                      第42条 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4 \text{Bq/cm}^2</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。                      2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。                      3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。                      4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。                      5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。                      6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。                      7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>第2図(2) 管理区域の区分図（工場棟1階、放射線管理棟等）</p>	<p>SQAS-07「放射線管理標準」                      6. 計画及び実施                      6.1 区域管理                      6.1.1 管理区域の設定                      (1) 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4 \text{Bq/cm}^2</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。                      (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。                      ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。                      ②管理総括者は、前項(1)に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。                      ③前項(1)の管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。                      ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。                      ⑤管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。                      (3)安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>図1 管理区域の区分図（工場棟1階、放射線管理棟等）</p>

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	266	放射性固体廃棄物を放射線管理棟から搬出又は放射線管理棟へ搬入するにあたっては、事前に放射線管理棟前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。		
4-5	49	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	(保安品質マニュアル) 第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を制定し、維持させる。 (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係	SQAM「保安品質保証計画書」 4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。
4-5	117	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	(保安品質マニュアル) 第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を制定し、維持させる。 (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係	SQAM「保安品質保証計画書」 4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。
	165	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	168	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	204	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	211	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	277	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	281	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	295	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	459	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	470	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
4-5	479	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	(保安品質マニュアル) 第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を制定し、維持させる。 (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係	SQAM「保安品質保証計画書」 4. 保安品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。
	488	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	495	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	505	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	511	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		
	522	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。		



保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-6	54	工場棟転換工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図I-1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保安計画の策定）                      第60条の7 担当課長は、保安計画を次のとおり策定する。                      （1）担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。                      1）点検計画                      2）巡視計画                      3）定期事業者検査の計画                      4）設計及び工事の計画                      5）特別な保安計画                      4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。                      （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。                      1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目                      2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      3）評価方法及び管理基準                      4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保安の実施）                      第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保安計画に従って保安を実施する。                      3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。                      4. 担当課長は、保安の結果について記録し、保管する。                      6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視）                      第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」                      6. 2. 4 保安計画の策定                      設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。                      （1）担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。                      a. 点検計画                      b. 巡視計画                      c. 定期事業者検査の計画                      d. 設計及び工事の計画                      e. 特別な保安計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定                      （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。                      a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目                      b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      c. 評価方法及び管理基準                      d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保安の実施                      （1）保安を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保安計画に従って保安を実施する。                      （2）保安を実施する各課長は、保安の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。                      （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。                      （4）保安を実施する各課長は、保安の結果について記録し保管する。                      （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>12. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持                      建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保安計画を策定し、これに基づき保安を実施し、その機能を維持する。</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 2 加工施設の設備管理                      （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-6	118	成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
169	組立工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ホ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			
216	第2核燃料倉庫及び容器管理棟は、I-2の検査で適合を確認した後、図ヘ1-1及び図ヘ1-2に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			
321	工事を伴う廃液処理設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後*、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			
321	工事を伴う廃液処理設備(6)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			
321	放射線管理棟及び除染室・分析室は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-6	523	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図I1-1、図H1-1、図ホ1-1、図へ1-1、図へ1-2、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
4-7	310	排気ファンを運転させ、乾燥機の使用を開始する。なお当該気体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする。	<p>(加工施設の使用)  第28条 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取扱う場合は、次に示す施設を使用する。  (1) 化学処理施設  (2) 成形施設  (3) 被覆施設  (4) 組立施設  (5) 核燃料物質の貯蔵施設  (6) 放射性廃棄物の廃棄施設  (7) 放射線管理施設  (8) その他の加工施設  (操作員の確保)  第29条 各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。  2. 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。  (巡視)  第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。  (操作上の一般事項)  第31条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。  (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実にすること。  (2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。  2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>	<p>SQAS-08「加工施設の操作標準」  6. 計画及び実施  6. 1 加工施設の操作管理  (1) 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取り扱う場合は、以下に示す施設を使用する。  ・化学処理施設・成形施設・被覆施設・組立施設・核燃料物質の貯蔵施設・放射性廃棄物の廃棄施設・放射線管理施設・その他の加工施設  6. 2 加工施設の設備管理  (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。  その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。  なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	310	使用開始後の高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトは、保安規定に基づき維持管理を行う。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-8	933	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保安活動に係る体制の整備」                      1.1 内部火災                      (4) 標準書の整備                      (9) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。                      イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。                      ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-24「火災防護活動標準」                      7.2 可燃物等の管理                      (1) 各課長は、「STD-SC0406可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う。                      (2) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。                      (3) 管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。</p> <p>STD-SC0406「可燃物管理要領」                      第5条（可燃物の持込管理）                      作業エリアには、保管できる数量を超えて可燃物を持ち込まないこと。                      書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</p>
	2461	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。		
	2462	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-9	979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      2.1 火山（降灰）及び積雪                      (3) 資機材の整備                      管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。</u>                      (4) 標準書の整備                      管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u>                      (1) <u>加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</u>                      (2) <u>降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</u>                      (3) <u>降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u>                      (4) <u>加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないように、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SOAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」                      6.4 活動に係る要領書の整備                      (1) 火山活動（降灰）・積雪                      ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業（<u>以下積雪を含む</u>）において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。                      ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。                      ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。                      ④加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないように、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」                      4.1 降下火砕物の除去（<u>積雪を含む</u>）                      (2) 除去の判断                      管理総括者は、<u>建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないように、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。</u>                      ① <u>建物実耐力</u>                      降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、<u>各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。</u>                      ② <u>事象の進展</u>                      降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、<u>敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。</u>                      (3) <u>装備と除去用具</u>                      以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、<u>装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。</u>                      ① <u>除去用具</u>                      ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒                      ② <u>降下火砕物除去装備</u>                      防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴                      4.3 設備の停止                      降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、<u>加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。</u>                      気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、<u>扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</u></p>
	979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-10	986	台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      3. 内部溢水                      管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。                      (4) 標準書の整備                      管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める                      ① 溢水防護区画の設定に関すること。                      ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。                      ③ 震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。                      ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」                      6.4 活動に係る要領書の整備                      (5) 内部溢水                      ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。（別図追加予定）                      ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。                      ③ 担当課長は、震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置した場合、別表1に定める止水方法停止措置を行う。                      ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。                      （事業許可（添五）-第リ-13表 溢水源からの溢水停止の方法を別表-1として追加予定）</p>
4-11	988	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      1.1 内部火災                      (4) 標準書の整備                      ② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。                      4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」                      10.4 消火活動                      (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。</p> <p>STD-SC1321-02「消火活動手順」                      6.1 消火活動                      (3) 注水消火                      ③ 漏水による設備への水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）の電源断の措置を行う。</p>
4-12	1007	工場棟転換工場、工場棟成型工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟及び除染室・分析室では、設計基準事故が想定されるため、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）とは別に事故対処のための現場操作が可能となるように、防災資機材保管場所及び予備防災資機材保管場所に懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設置することを保安規定に定める。	<p>(非常時用器材の整備)                      第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。                      別表第20 防災資機材一覧：懐中電灯、ポータブル発電機、投光器</p>	<p>SQAS-11「非常時の措置標準」                      6.1 事前対策                      (4) 非常時用器材の整備                      管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。                      別表1 防災資機材一覧：懐中電灯、ポータブル発電機、投光器</p>

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-13	1017	工場棟転換工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)  第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。  (3) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。  イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室（第4図（1））  ロ) 原料貯蔵所（第4図（2））  ハ) 容器管理棟 保管室（第4図（3））</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」  2.3 竜巻  (4) 標準書の整備  ① 竜巻来襲が想定される段階での対応  2) 警戒事態  d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-09「核燃料物質の管理標準」  6. 3 核燃料物質の貯蔵  (1)  ① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。  図1～10 貯蔵エリア図</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」  6.4 活動に係る要領書の整備  (2) 竜巻  ④ 担当課長は、警戒態勢が発令された場合、以下の措置を実施する。  1) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止</p>
	1017	工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。		
	1018	容器管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。		
	1018	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3 竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3 対応は不要とする。		
	2468	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3対応は不要とする。		

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-14	2176	<p>溢水後10分でのポンプ停止を保安規定に記載</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      3. 内部溢水                      管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。                      (4) 標準書の整備                      管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める                      ① 溢水防護区画の設定に關すること。                      ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。                      ③ 震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に關すること。                      ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」                      6.4 活動に係る要領書の整備                      (5) 内部溢水                      ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。（別図追加予定）                      ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に關することを要領書に定める。                      ③ 担当課長は、震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置した場合、別表1に定める止水方法停止措置を行う。                      ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。                      （事業許可（添五）-第リ-13表 溢水源からの溢水停止の方法を別表-1として追加予定）</p>
	2177	<p>溢水後10分でのポンプ停止を保安規定に記載</p>		
	2179	<p>溢水後のポンプ停止を保安規定に記載</p>		
	2179	<p>溢水後のポンプ停止を保安規定に記載</p>		
4-15	2235	<p>通常時に廃液処理設備(6)に受け入れる廃液は、添説1-3-2表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については保安規定に規定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)                      第76条                      3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p>	<p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」                      5. 2 放射性液体廃棄物の管理                      (1)                      ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。</p> <p>別紙3 表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策</p>
4-16	2298	<p>保安規定にて、今回申請する槽を対象に液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することを規定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)                      第76条                      2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。                      また、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p>	<p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」                      5. 2 放射性液体廃棄物の管理                      (1) ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」及び「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。                      廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p>
4-17	2460	<p>事業許可では、アクセスルートは工場棟転換工場、成型工場、組立工場について設定していたが、本申請では全ての申請対象物についてアクセスルートを設定した。</p>	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」                      1.1 内部火災                      (4) 標準書の整備                      6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」                      10.4 消火活動                      (4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。                      (5) 消防吏員到着後は、消防吏員に状況説明等引き継ぎを行い、消防吏員の指示に従い消火活動を行う。なお、消火活動（消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルート含む）に必要な手順は「STD-SCI321-02 消火活動手順」に定める。</p>



## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-18	2461	<p>事業許可では火災区域の境界として扱っていた工場棟転換工場の天井を、本申請では撤去することとした。当該天井の撤去に伴い、事業許可では別の火災区域として設定していた以下の天井上のダクトスペースと天井下のスペースを火災区域として統合した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場棟転換工場原料倉庫の天井撤去に伴い、原料倉庫と原料倉庫ダクトスペースを同じ区域(火災区域G)とした。</li> <li>・工場棟転換工場転換加工室の天井撤去に伴い、転換加工室と転換加工室ダクトスペースを同じ区域(火災区域B1)とした。</li> </ul>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」  1.1 内部火災  (4) 標準書の整備  ①  1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止し、ウランの漏えいを防止するための、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-24「火災防護活動標準」  1. 目的  本標準は、加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。  4. 定義  (11)「火災区域」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。  (保安規定改訂に合わせて火災区域図を追加する)</p>

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-1	28	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）  第60条の7  （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。  1）点検計画  2）巡視計画  3）定期事業者検査の計画  4）設計及び工事の計画  5）特別な保全計画  4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。  （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>（工事管理）  第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  （2）加工施設に対する悪影響の防止  （3）管理上重要な初期データの採取  （4）工事工程の管理  （5）運転開始までの作業対象設備の管理  （6）第6章に基づく放射線管理  （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>（使用前事業者検査の実施）  第63条 管理総括者は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」  6. 2. 4 保全計画の策定  設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。  （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。  a. 点検計画  b. 巡視計画  c. 定期事業者検査の計画  d. 設計及び工事の計画  e. 特別な保全計画  6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定  （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>8. 工事管理  設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  b. 加工施設に対する悪影響の防止  c. 管理上重要な初期データの採取  d. 工事工程の管理  e. 運転開始までの作業対象設備の管理  f. 放射線管理  g. 放射性廃棄物管理</p> <p>9. 事業者検査の実施  9. 1 使用前事業者検査の実施  （1）安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本項において「検査」という。）に係る責任を有し、統括する。  （2）安全・品質保証部長は、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に関与していない組織の者を検査責任者として指名する。  （3）安全法務課長は、以下の事項を実施する。  a. 検査の実施体制を構築する。  b. 検査要領書を定め、それを実施する。  c. 検査対象の加工施設が下記の事項に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。  ① 工事が設工認に従って行われたものであること。  ② 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。  d. 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。  e. 検査にかかわる記録を管理する。  f. 検査にかかわる要員の教育訓練を「保安規定第7条の2」に基づいて行う。  （4）（2）項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が（3）c. 項に適合することを最終判断する。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
5-2	29	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、 <u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u> 次の事項を考慮した工事管理を行う。 (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理	SQAS-08「施設管理標準」 B. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、 <u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u> 次の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理
	120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	124	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	129	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	156	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	167	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	178	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	181	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	188	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	192	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
5-2	196	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	前頁参照	前頁参照
	203	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	208	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	213	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	218	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	223	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	228	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	236	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		

保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-3	102	UF6シリンダは、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）                      第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。                      （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。                      1）点検計画                      2）巡視計画                      3）定期事業者検査の計画                      4）設計及び工事の計画                      5）特別な保全計画                      4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。                      （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。                      1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目                      2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      3）評価方法及び管理基準                      4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施）                      第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。                      3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。                      4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。                      6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視）                      第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」                      6. 2. 4 保全計画の策定                      設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。                      （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。                      a. 点検計画                      b. 巡視計画                      c. 定期事業者検査の計画                      d. 設計及び工事の計画                      e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定                      （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。                      a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目                      b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      c. 評価方法及び管理基準                      d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保全の実施                      （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。                      （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。                      （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。                      （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。                      （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持                      建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 2 加工施設の設備管理                      （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	133	気体廃棄施設（気体廃棄設備（1））は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-3	239	継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
239	<p>新設する付属建物発電機室、及び発電機室の非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯、安全避難通路）、非常用通報設備（放送設備、通信連絡設備（電話設備））、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、及び消火設備（屋外消火栓、消火器）は、I-2の検査で適合を確認した後、図1準-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>			
239	<p>飛散防止用防護ネットは、工完了後、I-2の検査で適合を確認した後、図1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>			

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
5-4	129	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。	（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。	SQAS-08「施設管理標準」 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。
	156	今回申請の付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物シンダ洗浄棟における設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図チ準-1参照）により行う。		
	167	今回申請の付属建物発電機室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-1参照）により行う。		
	180	今回申請の設備・機器のうち改造、撤去（発光分光分析装置の撤去）する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。		
	192	今回申請する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。		
	196	今回申請の付属建物発電機室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-4	203	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-1(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
208	今回申請の工場棟成型工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-2(1/2)及び(2/2)参照）により行う。			
213	今回申請の工場棟組立工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-3(1/2)及び(2/2)参照）により行う。			
218	今回申請の付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-4(1/2)及び(2/2)参照）により行う。			
223	今回申請の放射線管理棟の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-5(1/2)及び(2/2)参照）により行う。			



## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-4	228	今回申請の付属建物除染室・分析室の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-6(1/2)及び(2/2)、図り4-2-7(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
	235	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シンダ洗浄棟及び付属建物第3廃棄物倉庫での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り準-1参照）により行う。		
5-5	172	保安規定第67条(計画停電時の措置)に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。なお、具体的には下記処置を事前に実施する。	<p>(計画停電時等の措置)            第67条 設備技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。  <u>(1) 加工設備本体の運転停止</u>  <u>(2) 核燃料物質の適切な閉じ込め（貯蔵施設への貯蔵）</u>  <u>(3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底</u>            なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。</p>	<p>SQAS-08「施設管理標準」            1.1. 計画停電時等の措置            設備技術課長は、加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より保安上の措置が適切であることの確認を受ける。  <u>(1) 加工設備本体の運転停止</u>  <u>(2) 核燃料物質の適切な閉じ込め（貯蔵施設への貯蔵）</u>  <u>(3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底</u>            なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-6	173	工事の実施にあたっては、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努めるものとする。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）  第60条の7  （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。  1）点検計画  2）巡視計画  3）定期事業者検査の計画  4）設計及び工事の計画  5）特別な保全計画  4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。  （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>（工事管理）  第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  （2）加工施設に対する悪影響の防止  （3）管理上重要な初期データの採取  （4）工事工程の管理  （5）運転開始までの作業対象設備の管理  （6）第6章に基づく放射線管理  （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」  6. 2. 4 保全計画の策定  設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。  （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。  a. 点検計画  b. 巡視計画  c. 定期事業者検査の計画  d. 設計及び工事の計画  e. 特別な保全計画  6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定  （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」  8. 工事管理  設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  b. 加工施設に対する悪影響の防止  c. 管理上重要な初期データの採取  d. 工事工程の管理  e. 運転開始までの作業対象設備の管理  f. 放射線管理  g. 放射性廃棄物管理</p>

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-7	228	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去、取り外す際には、保安規定第42条に従い、隣接する非管理区域を一時的に第1種管理区域に変更し、当該区域での負圧維持の要件を満足させた上で、作業着、資機材等の搬出入を第1種管理区域側から実施する。境界の壁、扉の復旧後、法に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認した上で、管理区域を解除し、非管理区域とする。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域)            第42条            2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。            6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-07「放射線管理標準」            6.1.1 管理区域の設定            (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。            ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。            ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。            なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>STD-SC0101「放射線安全作業要領」            3.4 管理区域等の設定及び解除            (3) 一時管理区域の設定            一時管理区域の設定は以下の手順で行う。            1) 管理総括者は、核燃料物質の運搬、放射性廃棄物の保管、放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合は、核燃料取扱主任者の意見を求め、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。            2) 安全管理課長は、一時管理区域を壁、さく等で区画し、施設等により業務上立入る者以外の者が立入らないようにする他、一時管理区域である旨を示す標識を掲げる。            3) 安全管理課長は、設定する一時管理区域の線量等を測定する。            4) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。            (4) 一時管理区域の解除            一時管理区域の解除は以下の手順で行う。            1) 管理総括者は、一時管理区域を解除する場合は事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。            2) 一時管理区域を解除する場合、安全管理課長は線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えてないことを確認し管理総括者に報告する。            3) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を解除する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。</p>
5-8	309	当該前室は、次回以降の設工認にて申請する。加工施設の性能検査にて新規基準に適合していることを確認後、保安規定に当該前室を明記する予定。	<p>第2図(1) 敷地内配置及び周辺監視区域            第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>	<p>SQAS-07「放射線管理標準」            図4 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>
5-9	590	付属建物発電機室の新設に伴い、付属建物発電機室に火災区域を設定した。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」            1.1 内部火災            (4) 標準書の整備            1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」            4. 定義            (11)「火災区域」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。            (保安規定改訂に合わせて火災区域図を追加する)</p>

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-10	776	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、屋外の梯子を使用し、屋上に登り除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」  2.1 火山（降灰）及び積雪  (3) 資機材の整備  管理総括者は、火山（降灰）及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。  (4) 標準書の整備  管理総括者は、火山（降灰）及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。  ① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。  ② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。  ③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。  ④ 加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」  6.4 活動に係る要領書の整備  (1) 火山活動（降灰）・積雪  ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業（以下積雪を含む）において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。  ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。  ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。  ④加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」  4.1 降下火砕物の除去（積雪を含む）  (2) 除去の判断  管理総括者は、建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。  ① 建物実耐力  降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。  ② 事象の進展  降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。  (3) 装備と除去用具  以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。  ① 除去用具  ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒  ② 降下火砕物除去装備  防護マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴  4.3 設備の停止  降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。  気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
	781	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。		

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-11	786	ウランを手作業で取り扱うその他の加工施設（分析設備）は作業員が不在となる休日及び夜間は、サンプル保管庫に収納する。この管理については保安規定に規定する。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① 竜巻襲来が想定される段階での対応 2) 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。 ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。（休日及び夜間を含む。）	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻 STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」 8. 竜巻に備えた措置 8.1 竜巻対応 2) 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。 ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。（休日及び夜間を含む。）
5-12	800	UF6 シリンダを構内運搬する場合は、運搬設備（フォークリフト）の火災の可能性を想定し、火災に対するUF6 シリンダの保護のため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第22条の規定に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包して運搬することを保安規定に規定する。	(周辺監視区域内の運搬) 第58条 3 担当課長は、六ふっ化ウランが充填されたUF6シリンダを構内運搬する場合は、外運搬規則に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包した上で運搬する。	SQAS-07「放射線管理標準」 6.4.3 核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬 (3) 担当課長は、六ふっ化ウランが充填されたUF6シリンダを構内運搬する場合は、外運搬規則に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包した上で運搬する。
5-13	828	各タンクの上限值（燃料油タンク：600L、潤滑油タンク：50L）は保安規定で規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 管理総括者は、外部火災による災害等を防止するための、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。 ② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。 ② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。貯蔵量の上限値を表1に示す。 (図-1は保安規定に合わせて改訂予定)
5-14	828	連続稼働7日間運転するために必要な燃料は、A重油で約29,000L、潤滑油で約140Lであるが、必要な燃料は構内に保管しており、管理については、保安規定で規定する。	(非常時用器材の整備) 第82条 2. 非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。	SQAS-11「非常時の措置標準」 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 (A重油及び潤滑油を管理する設備技術要領（EDP-1103「蒸気・冷温水設備運転要領」）の日常点検に具体的な管理を追加する。)

保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-15	834	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」                      2.3 竜巻                      (4) 標準書の整備                      ①                      2) 警戒事態                      d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。                      ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。                      分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。（休日及び夜間を含む。）</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」                      6.4 活動に係る要領書の整備                      自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。                      (4) 竜巻</p> <p>STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」                      8. 竜巻に備えた措置                      8.1 竜巻対応                      2) 警戒事態                      d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。                      ・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。                      分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。（休日及び夜間を含む。）</p>
5-16	1522	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については保安規定に規定する。		
5-17	1107	添設図1-1 図に示す青枠のエリアで取り扱うウランの質量は14.8kgU以下を常に維持するように保安規定で規定する。	<p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）                      1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）                      (注5) 除染室・分析室・分析室及び工場棟分光分析室の取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。</p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 1 加工施設の操作管理                      ・核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程の内、「保安規定」別表第1-3に記載されている機器については、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。                      ・作業場所においては、臨界安全上の制限値として「保安規定」別表第2の質量、核燃料物質の寸法等の表示をすること。</p>
5-18	1107	分析室に設置する廃水タンクに流入する廃液は、保安規定に基づく操作記録により放射性液体廃棄物レベルに管理することから、廃水タンクは質量制限値管理機器の対象外とする。	<p>(放射性液体廃棄物)                      第76条                      3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p>	<p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」                      6. 2 放射性液体廃棄物の管理                      (1)                      ④ ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。</p> <p>別紙3 表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策</p>
5-19	1109	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は保安規定で規定する。	<p>(核燃料物質の受入、払出し)                      第70条                      3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書により別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。                      別表第12 核燃料物質の受入仕様値（第70条関係）                      1. 再生濃縮ウランの受入仕様値（濃縮度5%以下）                      2. 再生濃縮ウラン以外の核燃料物質の受入仕様値（濃縮度5%以下）</p>	<p>SQAS-09「核燃料物質の管理標準」                      6. 1. 1 核燃料物質の受入、払出し                      (3) 安全管理課長は、核燃料物質を受け入れる場合は、材料証明書により「保安規定」別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-20	1118	複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（臨界安全管理）  第35条  （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」  6. 1 加工施設の操作管理  （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを守守することを操作する者に周知徹底する。  ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>(注)</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。</p>
5-21	1118	質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	<p>（臨界安全管理）  第35条  （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（記録）  第124条  2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係）  1. 加工規則第7条に基づく記録  3. 操作記録  イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」  6. 1 加工施設の操作管理  （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを守守することを操作する者に周知徹底する。  ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>(注)</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。</p> <p>・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>
5-22	1135	オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」  1.1 内部火災  (4) 標準書の整備  ①  ①火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」  7.5 火災予防  (3) 担当課長は、火災予防対策として設置したオイルパン及び遮熱板について点検・整備を実施し適切に管理する。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（5次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-23	1599	液位を監視する。（保安規定）	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」            3. 内部溢水            管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。            (4) 標準書の整備            管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。            ① 溢水防護区画の設定に関すること。            ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。            ③ 震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。            ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」            6.4 活動に係る要領書の整備            (5) 内部溢水            ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。（別図追加予定）            ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。            ③ 担当課長は、震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置した場合、別表1に定める止水方法停止措置を行う。            ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。            （事業許可(添五)-第リ-13表 溢水源からの溢水停止の方法を別表-1として追加予定）</p>
	1599	廃水タンクの液位点検については保安規定で規定する。		
5-24	1611	人の管理によるサンプルの保持については保安規定で規定する。	<p>（操作上の一般事項）            第31条            2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」            6. 1 加工施設の操作管理            (18) 各課長は、安全の確保のために手動操作を要する場合に備え、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>



## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
6-1	111	今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	（保全計画の策定） 第60条の7 4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。 （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。	SQAS-08「施設管理標準」 6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定 （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。
	119	今回申請の工場棟転換工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-2参照）により行う。		
	134	今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ準-1参照）により行う。		
	1054	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。		
	1143	今回申請の付属建物原料貯蔵所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。		
	1151	今回申請の付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ5-a.参照）により行う。		
	1155	今回申請の付属建物容器管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。		
	1169	今回申請の付属建物原料貯蔵所、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ準-1参照）により行う。		
	1475	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。		
	1493	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a.参照）により行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-1	1497	今回申請の付属建物第2廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-2参照）により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
1512	今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。			
1520	今回申請の付属建物除染室・分析室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-4参照）により行う。			
1528	今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫内の貯蔵エリアである廃棄物貯蔵設備(5)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト12-a参照）により行う。			
1548	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により工事及び検査を行う（図ト2-9-1参照）。			
1551	今回申請の放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第1廃棄物処理所での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。			
1555	今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟での設備の代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-2参照）により行う。			
1559	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所での設備の代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-3参照）により行う。			
2006	今回申請の加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫における設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。			

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-1	2030	今回申請の付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-1～1-4参照）により行う。	前頁参照 赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	前頁参照 青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	2037	今回申請の付属設備水素供給設備障壁に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ2-1参照）により行う。		
	2040	今回申請の付属施設防護フェンスに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ3-1参照）により行う。		
	2044	今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。		
	2055	今回申請の付属建物原料貯蔵所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。		
	2063	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。		
	2074	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。		
	2081	今回申請の付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-2参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-1	2094	今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所  前頁参照	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所  前頁参照
2103	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ5-2-1参照）。			
2106	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ準-1参照）により行う。			

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-2	111	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域)  第42条  2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-07「放射線管理標準」  6.1.1 管理区域の設定  (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。  ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>
	119	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		<p>STD-SC0101「放射線安全作業要領」  3.4 管理区域等の設定及び解除  (3) 一時管理区域の設定  一時管理区域の設定は以下の手順で行う。  1) 管理総括者は、核燃料物質の運搬、放射性廃棄物の保管、放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合は、核燃料取扱主任者の意見を求め、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内周知する。  2) 安全管理課長は、一時管理区域を壁、さく等で区画し、施設等により業務上立入る者以外の者が立入らないようにする他、一時管理区域である旨を示す標識を掲げる。  3) 安全管理課長は、設定する一時管理区域の線量等を測定する。  4) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。  (4) 一時管理区域の解除  一時管理区域の解除は以下の手順で行う。  1) 管理総括者は、一時管理区域を解除する場合は事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内周知する。  2) 一時管理区域を解除する場合、安全管理課長は線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えてないことを確認し管理総括者に報告する。  3) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を解除する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。</p>
	1475	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		
	1497	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		
	1520	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-3	112	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(工事管理)  第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  (2) 加工施設に対する悪影響の防止  (3) 管理上重要な初期データの採取  (4) 工事工程の管理  (5) 運転開始までの作業対象設備の管理  (6) 第6章に基づく放射線管理  (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」  8. 工事管理  設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。  a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止  b. 加工施設に対する悪影響の防止  c. 管理上重要な初期データの採取  d. 工事工程の管理  e. 運転開始までの作業対象設備の管理  f. 放射線管理  g. 放射性廃棄物管理</p>
	120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	126	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	135	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	635	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	943	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1054	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1059	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1143	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-3	1151	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
	1155	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1161	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1170	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1477	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1493	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1498	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1512	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1520	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1532	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項 赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	関連下部標準等 青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
6-3	1539	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	前頁参照	前頁参照
	1544	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1548	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1552	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1556	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1560	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	2006	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	2030	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	2037	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	2040	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	2045	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		



保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認 記載箇所	設工認から保安規定に 反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-3	2056  2064  2074  2082  2095  2103  2107	<p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p> <p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p> <p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p> <p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p> <p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p> <p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p> <p>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
6-4	114	<p>放射性固体廃棄物を付属建物シリンダ洗浄棟から搬出又はシリンダ洗浄棟へ搬入するにあたっては、事前にシリンダ洗浄棟前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。</p>	<p>(管理区域) 第42条 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4 \text{Bq/cm}^2</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。 2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。 4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。 6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。  第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>	<p>SQAS-07「放射線管理標準」 6. 計画及び実施 6.1 区域管理 6.1.1 管理区域の設定 (1) 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4 \text{Bq/cm}^2</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。 (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。 ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 ②管理総括者は、前項(1)に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。 ③前項(1)の管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 ⑤管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。 (3)安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。  図4 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-5	125	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(保安計画の策定)                      第60条の7                      (1) 担当課長は、第60条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。                      1) 点検計画                      2) 巡視計画                      3) 定期事業者検査の計画                      4) 設計及び工事の計画                      5) 特別な保安計画                      4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。                      (1) 担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(工事管理)                      第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      (2) 加工施設に対する悪影響の防止                      (3) 管理上重要な初期データの採取                      (4) 工事工程の管理                      (5) 運転開始までの作業対象設備の管理                      (6) 第6章に基づく放射線管理                      (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(使用前事業者検査の実施)                      第63条 管理総括者は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」                      6. 2. 4 保安計画の策定                      設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保安計画を策定する。                      (1) 担当課長は、保安の対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には計画の始期と期間に関することを含める。                      a. 点検計画                      b. 巡視計画                      c. 定期事業者検査の計画                      d. 設計及び工事の計画                      e. 特別な保安計画                      6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定                      (1) 設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>8. 工事管理                      設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      b. 加工施設に対する悪影響の防止                      c. 管理上重要な初期データの採取                      d. 工事工程の管理                      e. 運転開始までの作業対象設備の管理                      f. 放射線管理                      g. 放射性廃棄物管理</p> <p>9. 事業者検査の実施                      9. 1 使用前事業者検査の実施                      (1) 安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本項において「検査」という。）に係る責任を有し、統括する。                      (2) 安全・品質保証部長は、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に関与していない組織の者を検査責任者として指名する。                      (3) 安全法務課長は、以下の事項を実施する。                      a. 検査の実施体制を構築する。                      b. 検査要領書を定め、それを実施する。                      c. 検査対象の加工施設が下記の事項に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。                      ① 工事が設工認に従って行われたものであること。                      ② 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。                      d. 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。                      e. 検査にかかわる記録を管理する。                      f. 検査にかかわる要員の教育訓練を「保安規定第7条の2」に基づいて行う。                      (4) (2) 項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(3) c. 項に適合することを最終判断する。</p>
	634	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>(使用済み放射線管理)                      第64条 放射線管理課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の放射線管理を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した放射線管理を行う。                      (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      (2) 加工施設に対する悪影響の防止                      (3) 管理上重要な初期データの採取                      (4) 放射線管理計画の策定                      (5) 放射線管理計画の実施                      (6) 放射線管理計画の見直し</p>	<p>8. 工事管理                      設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      b. 加工施設に対する悪影響の防止                      c. 管理上重要な初期データの採取                      d. 工事工程の管理                      e. 運転開始までの作業対象設備の管理                      f. 放射線管理                      g. 放射性廃棄物管理</p>
	942	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		<p>9. 事業者検査の実施                      9. 1 使用前事業者検査の実施                      (1) 安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本項において「検査」という。）に係る責任を有し、統括する。                      (2) 安全・品質保証部長は、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事（補修、改造及び新設）又は点検に関与していない組織の者を検査責任者として指名する。                      (3) 安全法務課長は、以下の事項を実施する。                      a. 検査の実施体制を構築する。                      b. 検査要領書を定め、それを実施する。                      c. 検査対象の加工施設が下記の事項に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。                      ① 工事が設工認に従って行われたものであること。                      ② 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。                      d. 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。                      e. 検査にかかわる記録を管理する。                      f. 検査にかかわる要員の教育訓練を「保安規定第7条の2」に基づいて行う。                      (4) (2) 項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(3) c. 項に適合することを最終判断する。</p>
	1059	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		
	1160	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-5	1531	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> 前頁参照	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> 前頁参照
	1539	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		
	1544	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		
	1556	使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。		
	1560	使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。		
	2101	保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-6	138	付属建物シリンダ洗浄棟は、1-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）  第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。  （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。  1）点検計画  2）巡視計画  3）定期事業者検査の計画  4）設計及び工事の計画  5）特別な保全計画  4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。  （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。  1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目  2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法  3）評価方法及び管理基準  4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施）  第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。  3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。  4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。  6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視）  第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」  6. 2. 4 保全計画の策定  設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。  （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。  a. 点検計画  b. 巡視計画  c. 定期事業者検査の計画  d. 設計及び工事の計画  e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定  （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。  a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目  b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法  c. 評価方法及び管理基準  d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>6. 2. 5 保全の実施  （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。  （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7.項による設計管理及び8.項による工事管理を実施する。  （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。  （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。  （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持  建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」  6. 2 加工施設の設備管理  （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
		138	<p>粉未回収ボックスは、1-2の検査で適合を確認した後、図イ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>	
		642	<p>繰返し粉投入ボックス、大型混合装置(2)、フードボックス(3)、ペレット寸法密度検査装置、フードボックス(4)は、1-2の検査で適合を確認した後、図ハ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>	

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-6	949	燃料棒立会検査定盤及び燃料棒受台は、I-2の検査で適合を確認した後、図2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
1161	補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。			
1174	付属建物原料貯蔵所は、I-2の検査で適合を確認した後、図4-1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			
1174	大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、電動リフタ、仕上りベレット貯蔵棚、仕上りベレット貯蔵棚用台車、余剰ベレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバサ、運搬車、シリンダ貯蔵ピットは、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-6	1563	付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物第3 廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1、図ト1-2、及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
1563	気体廃棄設備(1)～(3)、(5)、(6)、廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)及び焼却設備は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			
2111	保安秤量器(成型工場9)、(ウラン管理3)、(ウラン管理4)は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			
2111	既設の緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。			

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-7	942	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物)  第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。  (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。  (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。  (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」  5. 4 放射性廃棄物でない廃棄物の管理  安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。また、それらの方法を定めた要領書を作成する。  (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。  (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。  (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>
	1160	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。		
	1169	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。		
	2107	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。		
6-8	1235	但し、保安規定に基づき使用量を60基とする。	<p>別表第2  大型粉末容器 員数 72基*  *72基のうち、大型粉末容器の貯蔵架台収納台数である60基のみを使用する。</p>	<p>SQAS-09「核燃料物質の管理標準」  6.3 核燃料物質の貯蔵  (1) ⑦大型粉末容器72基のうち、貯蔵架台収納台数である60基のみを使用する。</p>
6-9	1478	放射性固体廃棄物を付属建物第1廃棄物処理所から搬出又は第1廃棄物処理所へ搬入するにあたっては、事前に第1廃棄物処理所前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	<p>(管理区域)  第42条 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4 \text{Bq/cm}^2</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。  2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。  4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。  5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。  6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>	<p>SQAS-07「放射線管理標準」  6. 計画及び実施  6.1 区域管理  6.1.1 管理区域の設定  (1) 管理総括者は、加工施設内の線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4 \text{Bq/cm}^2</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。  (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。  ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  ②管理総括者は、前項(1)に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。  ③前項(1)の管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。  ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  ⑤管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。  (3) 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>図4 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-10	1514	放射性固体廃棄物を付属建物第3廃棄物倉庫から搬出又は第3廃棄物倉庫へ搬入するにあたっては、事前に第3廃棄物倉庫を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域)  第42条 管理総括者は、加工施設内の線量が<math>1.3\text{mSv}/3\text{月間}</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-7}\text{Bq}/\text{cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4\text{Bq}/\text{cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。  2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。  4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。  5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。  6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>第2図(7) 管理区域の区分図(廃棄物管理棟、第3廃棄物倉庫及び劣化・天然ウラン倉庫)</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-07「放射線管理標準」  6. 計画及び実施  6.1 区域管理  6.1.1 管理区域の設定  (1) 管理総括者は、加工施設内の線量が<math>1.3\text{mSv}/3\text{月間}</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が<math>3.0 \times 10^{-7}\text{Bq}/\text{cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所、または、物の表面の放射性物質の密度が<math>0.4\text{Bq}/\text{cm}^3</math>を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。  (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。  ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  ②管理総括者は、前項(1)に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。  ③前項(1)の管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。  ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  ⑤管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。  (3) 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>図6 管理区域の区分図(廃棄物管理棟、第3廃棄物倉庫及び劣化・天然ウラン倉庫)</p>



## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-11	1556	当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（加工施設の使用） 第28条 各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取扱う場合は、次に示す施設を使用する。 （1）化学処理施設 （2）成形施設 （3）被覆施設 （4）組立施設 （5）核燃料物質の貯蔵施設 （6）放射性廃棄物の廃棄施設 （7）放射線管理施設 （8）その他の加工施設 （操作員の確保） 第29条 各課長は、第24条に定める教育・訓練を修了し、加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。 2. 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ操作させる。 （巡視） 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。 （操作上の一般事項） 第31条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 （1）当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。 （2）操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。 2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>6. 計画及び実施 6. 1 加工施設の操作管理 （1）各課長は、加工施設において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を取り扱う場合は、以下に示す施設を使用する。 ・化学処理施設・成形施設・被覆施設・組立施設・核燃料物質の貯蔵施設・放射性廃棄物の廃棄施設・放射線管理施設・その他の加工施設 6. 2 加工施設の設備管理 （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。 その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。 なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
	1560	当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする		
6-12	1622	保管廃棄物の最外周の表面線量率を2 $\mu$ Sv/h以下となるように線量を管理する。	<p>（放射性固体廃棄物） 第75条の2 （4）<u>廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面線量率が2<math>\mu</math>Sv/h以下となるよう配置すること。</u></p>	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 （2）環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物（使用施設で発生した濃縮度5%以下の廃棄物を含む）の管理に関する以下の事項 ④<u>廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面線量率が2<math>\mu</math>Sv/h以下となるよう配置すること。</u></p>
6-13	3055	スクラバポンプA（1段目）またはBのいずれかは常時運転	<p>（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置） 第113条 6. <u>転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、スクラバ（1段目）が常時循環運転を行う運転計画を作成する。</u></p>	<p>SQAS-11「非常時の措置標準」 6.4 UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置 （2）一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6 の建屋内への閉じ込め措置 ハ）<u>転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、スクラバ（1段目）が常時循環運転を行う運転計画を作成する。</u></p>
	6143	なおスクラバ（1段目）のポンプ台は、常時循環運転をおこなっている。		

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-14	3120	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(臨界安全管理)                      第35条                      (3) 別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。こと。</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（第35条関係）                      2. 台車、構内運搬車に係る制限値（濃縮度5%以下）                      3. 電動リフトに係る制限値（濃縮度5%以下）</p> <p>第3図(1)～(7) 台車、構内運搬車及び電動リフト使用エリア図</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 1 加工施設の操作管理                      (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。                      ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。こと。</p> <p>STD-SC0102「臨界安全管理要領」                      5. 臨界安全管理上の一般的注意事項                      (8) 燃料集合体、ウランを収納した容器（表-9、但しUF6 シリンダは除く）を工程内・工程間運搬する場合（作業者が直接、容器等を移動する場合も含む）、設備・機器（ウランの収納部位）との表面間距離を30.5cm 以上とって運搬しなければならない。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟はこの限りではない。台車等のスパーサーを考慮した設備・機器（ウランの収納部位）との離隔管理方法を表-8(3)に示す。</p>
	3273	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3455	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。(保安規定)		
	3456	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。(保安規定)		
	3464	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。(保安規定)		
	3497	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3500	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3501	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-14	3507	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	前頁参照 赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	前頁参照 青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
	3511	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3528	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3536	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3537	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3540	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3544	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		
	3545	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
6-14	3547	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する隔離管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	前頁参照	前頁参照
6-15	4453	放射性廃棄物の廃棄施設に区分される洗浄液受槽、ろ液受槽、混合槽のオーバーフローによる漏えい防止は事業許可で液位高警報設備を設置することとしたが、オーバーフローを確実に防止するため、警報設備を液位高インターロックに変更する。	（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保） 第34条 別表第1-3に示した運転管理責任者は、第35条から第37条に定める操作上の留意事項に従い設備を操作し、定期事業者検査等により、当該施設の機能を確保する。	SQAS-06「加工施設の操作標準」 別表1 定期事業者検査対象であるインターロック（Sインターロック）設定値一覧表に当該を追加する。
6-16	4459	詳細設計の結果、第1 廃棄物処理所の扉の位置を変更したことに伴い、アクセスルートを変更した。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。	SQAS-24「火災防護活動標準」 10.4 消火活動 (4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。 (5) 消防吏員到着後は、消防吏員に状況説明等引き継ぎを行い、消防吏員の指示に従い消火活動を行う。なお、消火活動（消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルート含む）に必要な手順は「STD-S01321-02 消火活動手順」に定める。
6-17	4459	シリンダ洗浄棟と第2廃棄物処理所の耐震重要度分類が異なるため、それぞれ独立して安全機能を確保するように変更した。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 3. 内部溢水 (4) 標準書の整備 ① 溢水防護区画の設定に関すること。	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。 （別図は保安規定に合わせて追加予定）

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-18	4825	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      2.1 火山（降灰）及び積雪                      (3) 資機材の整備                      管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害</u>に必要な資機材を準備する。                      (4) 標準書の整備                      管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害</u>発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。                      ① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。                      ② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。                      ③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。                      ④ 加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」                      6.4 活動に係る要領書の整備                      (1) 火山活動（降灰）・積雪                      ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業（以下積雪を含む）において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。                      ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。                      ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。                      ④加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」                      4.1 降下火砕物の除去（積雪を含む）                      (2) 除去の判断                      管理総括者は、建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。                      ① 建物実耐力                      降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。                      ② 事象の進展                      降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。                      (3) 装備と除去用具                      以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。                      ① 除去用具                      ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒                      ② 降下火砕物除去装備                      防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴                      4.3 設備の停止                      降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。                      気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
6-19	4856	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      1.1 内部火災                      (4) 標準書の整備                      ②                      9) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。                      イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。                      ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」                      7.2 可燃物等の管理                      (1) 各課長は、「STD-SC0406可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う。                      (2) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。                      (3) 管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。</p> <p>STD-SC0406「可燃物管理要領」                      第5条（可燃物の持込管理）                      作業エリアには、保管できる数量を超えて可燃物を持ち込まないこと。                      書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</p>
6-20	4859	台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」                      3. 内部溢水                      管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。                      (4) 標準書の整備                      管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定めること。                      ① 溢水防護区画の設定に関すること。                      ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。                      ③ 震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。                      ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」                      6.4 活動に係る要領書の整備                      (5) 内部溢水                      ① 溢水防護区画は、別図2-1~7に設定する区画とする。（別図追加予定）                      ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。                      ③ 担当課長は、震度5以上、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置した場合、別表1に定める止水方法停止措置を行う。                      ④ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧すること。                      (事業許可(添5)-第1-13表 溢水源からの溢水停止の方法を別表-1として追加予定)</p>

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
6-21	4860	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 (2) 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。	SQAS-24「火災防護活動標準」 10.4 消火活動 (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。 STD-SC1321-02「消火活動手順」 6.1 消火活動 (3) 注水消火 (3) 漏水による設備への水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）の電源断の措置を行う。
6-22	4885	使用施設との共用については、保安規定に規定する。	(放射性固体廃棄物) 第75条の2 7. 環境保全課長は、共用する使用施設で発生する放射性固体廃棄物についても、加工施設と同様に扱う。	SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 (2) 環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物（使用施設で発生した濃縮度5%以下の廃棄物を含む）の管理に関する以下の事項
6-23	4916	シリンダ洗浄棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	(核燃料物質の貯蔵) 第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (3) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室（第4図（1）） ロ) 原料貯蔵所（第4図（2）） ハ) 容器管理棟 保管室（第4図（3）） 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① 竜巻襲来が想定される段階での対応 ② 警戒事態 d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。	SQAS-09「核燃料物質の管理標準」 6. 3 核燃料物質の貯蔵 (1) ① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。 図1～10 貯蔵エリア図 SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 (2) 竜巻 ④ 担当課長は、警戒態勢が発令された場合、以下の措置を実施する。 i) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止
	4916	第1廃棄物処理前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定める。		
6-24	4924	貯蔵容器数については保安規定で管理する。	第4図（3）容器管理棟 保管室 燃料集合体輸送物貯蔵エリア図	SQAS-09「核燃料物質の管理標準」 図3 容器管理棟 保管室 燃料集合体輸送物貯蔵エリア図

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-25	5335	核的制限値を質量で担保する機器にウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（臨界安全管理）                      第35条                      （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（記録）                      第124条                      2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係）                      1. 加工規則第7条に基づく記録                      3. 操作記録                      イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 1 加工施設の操作管理                      （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。                      ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>(注)</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。                      ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>
6-26	5368	①複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	<p>（臨界安全管理）                      第35条                      （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 1 加工施設の操作管理                      （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。                      ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>(注)</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。                      ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-27	5389	単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できる剛構造物を設置しない固定機器に対しては離隔管理線を設定し、固定することが困難な機器はこの線を越えて固定機器に接近しないように作業員が管理する。なお、この管理は保安規定で管理する。	<p>（臨界安全管理） 第35条 （3）別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（第35条関係） 2. 台車、構内運搬車に係る制限値（濃縮度5%以下） 3. 電動リフトに係る制限値（濃縮度5%以下）</p> <p>第3図(1)～(7) 台車、構内運搬車及び電動リフト使用エリア図</p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>STD-SC0102「臨界安全管理要領」 5. 臨界安全管理上の一般的な注意事項 （8）燃料集合体、ウランを収納した容器（表-9、但しUF6 シリンダは除く）を工程内・工程間運搬する場合（作業員が直接、容器等を移動する場合も含む）、設備・機器（ウランの収納部位）との表面間距離を30.5cm以上とって運搬しなければならない。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟はこの限りではない。台車等のスパーサーを考慮した設備・機器（ウランの収納部位）との離隔管理方法を表-8(3)に示す。</p>
	5390	固定することが困難な機器と固定機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定機器に対する固定することが困難な機器は保安規定に規定された使用エリア内でのみ使用する管理とするため、単一ユニット相互間の必要離隔距離を逸脱する恐れはない。		
6-28	5389	マガジン架台部と運搬台車に供給する圧縮空気供給の切替え操作（弁操作）は、保安規定に基づく操作記録により管理する。	<p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（第35条関係） 2. 台車に係る制限値（濃縮度5%以下） （注3）駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車だけに制限する。</p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。新規基準対応工事の適合検査を終了した台車等で、名称（「台車及び電動リフト使用エリア図」を含む。）が変更になる場合は、現行の保安規定の名称に読み替えて運用する。なお、各課の要領書に、設工認で変更となる名称及び「台車及び電動リフト使用エリア図」を、保安規定記載のもの併せて表示し運用する。</p>
6-29	5651	オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 （4）標準書の整備 ① 3) 火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」 7.5 火災予防 （3）担当課長は、火災予防対策として設置したオイルパン及び遮熱板について点検・整備を実施し適切に管理する。</p>
6-30	5674	ロータリーキルン(1)(2)：水素ガスの供給開始時は、ロータリーキルン内を窒素ガスでパッキングして漏えいのないことを確認後、水素ガスを供給する。（保安規定）	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 （4）標準書の整備 ② 7) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」 7.3 爆発防護 （1）爆発混合気を形成しないように、転換課長はロータリーキルン、成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に、水素ガスを供給する前に窒素ガスにより、内部残留空気を掃気する。</p>
	5674	ガスヒータ(1)(2)：水素ガスの供給開始時は、ロータリーキルン内を窒素ガスでパッキングして漏えいのないことを確認後、水素ガスを供給する。（保安規定）		



## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-31	5674	連続焼結炉(1)(2) : 常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。(保安規定)	赤字 : 7/26変更認可申請事項 青字 : 補正申請事項 黒字 : 既保安規定 アンダーライン : 設工認抽出事項反映箇所  添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 (2) 7) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。	SQAS-24「火災防護活動標準」 7.3 爆発防護 (1) 爆発混合気を形成しないように、転換課長はロータリーキルン、成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に、水素ガスを供給する前に窒素ガスにより、内部残留空気を掃気する。 (2) 成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。 (3) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。
	5674	バッチ式小型焼結炉 : 常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。(保安規定)		
	5674	連続焼結炉(加工棟) : 常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。(保安規定)		
6-32	5675	運転中は扉を開けないことにより空気の混入を防止する。(保安規定)	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 (2) 8) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。	SQAS-24「火災防護活動標準」 7.3 爆発防護 (3) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。
6-33	5874	添説設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 (1) (2) (3) e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 (夜間休日も同様の措置を行う。)	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻  STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」 8. 竜巻に備えた措置 8.1 竜巻対応 (1) (2) (3) e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 (夜間休日も同様の措置を行う。)
	5874	マガジン [471] は、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には、マガジン架台 [473]、マガジン架台部 [476] に積載する。この管理について保安規定に規定する。		
	5875	マガジン架台部 [476] は、移動可能な設計としている。竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について保安規定に規定する。		

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
6-34	5955	このスクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、排気中に含まれるウランの除去機能が損なわれることから、スクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、警報（添設設6-4 図のA部）を発生し、運転員に乾燥機の運転停止動作を促す。この対応は保安規定で順守する。	（異常時の措置） 第38条 2. 担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に関係課長に通報する。	SQAS-06「加工施設の操作標準」 6. 5 異常時の処置 ・担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じる（設備の運転停止を含む）と共に関係課長に通報する。
6-35	5962	機器内部の負圧を9.8Pa以上で維持管理することについては保安規定で規定する。	（漏えい管理） 第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。	（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 2 加工施設の設備管理 （4）各課長は、粉末状のウランを取り扱う設備・機器に設けるフードボックス等については、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧を室内に対して9.8Pa以上で維持管理する。 （5）各課長は、溶液状のウランを取り扱う設備・機器及び貯槽等から漏えいがないように管理する。
6-36	6002	今回申請する槽において、液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することは保安規定に規定する。	（放射性液体廃棄物） 第76条 2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「 <u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u> 」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。 <u>また、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u>	SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 （1）①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄槽）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「 <u>廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）</u> 」、「 <u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u> 」及び「 <u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u> 」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、 <u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u>
6-37	6003	液量を管理する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 3. 内部溢水 （4）標準書の整備 ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6. 4 活動に係る要領書の整備 （5）内部溢水 ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。
	6003	操業中は作業員が閉ループ内の水量を漏えいが起こさない水量に管理する。冷却水、洗浄水の水量管理については、保安規定で規定する。		
6-38	6023	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）	別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係） 化学処理施設関係 （6）ウラン回収設備（第1系列）（工場棟） ・pH調整槽 ・ <u>複数の運転員により試薬投入量を確認する</u>	SQAS-06「加工施設の操作標準」 6. 1 加工施設の操作管理 （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを守りながら操作する者に周知徹底する。 ・ウラン回収設備（第1系列）（工場棟）のpH調整槽、ウラン回収設備（第2系列）（工場棟）の沈殿槽、ウラン回収設備（第4系列）の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。 ・ウラン回収設備（第4系列）の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-39	6025	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）  化学処理施設関係  (7) <u>ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)</u>  ・<u>沈殿槽</u>  ・<u>複数の運転員により試薬投入量を確認する</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」  6. 1 加工施設の操作管理  (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。  ・<u>ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。</u>  ・<u>ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。</u></p>
6-40	6032	HFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部には閉止弁を設置し、B-DBA事象発生時はこれを運転員複数名が閉止する。この作業に関わる具体的な体制については保安規定に記載する。	<p>添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」  1.4 標準書の整備  ・<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時にHFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を運転員複数名が閉止する作業に関わる具体的な体制。</u></p>	<p>SQAS-11「非常時の措置標準」  別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備  1.4 標準書の整備  ・<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時にHFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を運転員複数名が閉止する作業に関わる具体的な体制。</u></p>
6-41	6034	台車の操作については保安規定で規定する。	<p>(臨界安全管理)  第35条  (3) <u>別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</u></p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（第35条関係）  2. <u>台車、構内運搬車に係る制限値（濃縮度5%以下）</u>  3. <u>電動リフタに係る制限値（濃縮度5%以下）</u></p> <p><u>第3図(1)～(7) 台車、構内運搬車及び電動リフタ使用エリア図</u></p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」  6. 1 加工施設の操作管理  (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。  ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>STD-SC0102「臨界安全管理要領」  5. 臨界安全管理上の一般的な注意事項  (8) 燃料集合体、ウランを収納した容器（表-9、但しUF6 シリンダは除く）を工程内・工程間運搬する場合（作業者が直接、容器等を移動する場合も含む）、設備・機器（ウランの収納部位）との表面間距離を30.5cm以上とって運搬しなければならない。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟はこの限りではない。台車等のスパーサーを考慮した設備・機器（ウランの収納部位）との離隔管理方法を表-8(3)に示す。</p>

保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-42	6149	<p>重大事故に至るおそれがある事故への対処については、事業許可の方針を元に、保安規定に規定し、必要な資機材、対応要領、要員を整備し、教育訓練を実施している(今後、建物・設備の改造を反映)が、スクラバが機能しないことから、設備・建物による閉じ込め(UF6 シリンダ、コールドトラップ、コールドトラップ(小)(1次閉じ込め)、蒸発器(2次閉じ込め)、防護カバー(3次閉じ込め)、転換工場(4次閉じ込め)により対処する。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施) 第98条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第100条に記載する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動に関する標準書を第78条の標準書に含めて定める。</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備) 第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第13章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。 (1) 必要な体制を整備する。 (2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。 (3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。 (4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。 2. 管理 総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。</p> <p>(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置) 第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。 3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫周囲への散水を行う。 4. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>(六ふっ化ウランのUF6シリンダ内への閉じ込め) 第114条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故を収束させるため、六ふっ化ウランをUF6シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用させ、2人組でUF6シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、実施させる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-11「非常時の措置標準」 2. 要求事項 「加工施設保安規定(以下「保安規定」という。)」第78条～第88条、第98条～第100条、第102条、第103条、第111条～第118条 6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行う体制の整備に関し別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。 (1) 体制の整備 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために非常時対策組織である防災組織をおく。 (2) 教育・訓練 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う要員に対する教育及び訓練を実施する。なお、教育及び訓練の計画は、「保安教育・訓練標準」に従い実施し、教育及び訓練の内容は「防災組織選任及び教育・訓練要領」に定める。 (3) 資機材の整備 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な電源その他資機材を備え付ける。備え付ける資機材及びそれらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 (4) 活動を行うために必要な事項 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な次の事項を「緊急時対応要領」又は「消火活動手順」に定める。 6.4 UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置 (2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6 の建屋内への閉じ込め措置 イ) 転換課長は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF 用防護具、携行HF 検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 ロ) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF 用防護具、携行HF 検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。 ハ) 非常時対策組織は、UF6 漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF 用防護具を着用し、HF 濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、UF6 の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHF が検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫の周囲への散水を行う。 ニ) 安全管理課長は、UF6 を正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。 ② UF6 のUF6 シリンダ内への閉じ込め 非常時対策組織は、UF6 漏えい事故を収束させるため、UF6をUF6シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用させ、2人組でUF6シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、実施させる。</p>
6-43	6151	<p>重大事故に至るおそれがある事故の際、保安規定に定められた手順により、転換工場の気体廃棄設備は一斉に停止され、逆流防止ダンパは閉止されるため、UF6の漏洩は停止する。</p>	<p>(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置) 第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p>	<p>SQAS-11「非常時の措置標準」 6.4 UF6漏えい事故のリスクを低減させるための措置 (2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6 の建屋内への閉じ込め措置 イ) 転換課長は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF 用防護具、携行HF 検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。 ロ) 転換課の操作責任者(班長又はリーダー)は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいしたUF6 が気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF 用防護具、携行HF 検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（6次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
6-44	6158	表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については保安規定に規定する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物)  第76条  3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統である<u>チェックタンク等</u>には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」  5. 2 放射性液体廃棄物の管理  (1)  ④ ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統である<u>チェックタンク等</u>には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。</p> <p>別紙3 表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策</p>
6-45	6166	排出基準値以下の排水については、保安規定に規定する。	<p>(放射性液体廃棄物)  第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。  2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>をいう。）</u>における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、<u>廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</u></p>	<p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」  5. 2 放射性液体廃棄物の管理  (1) ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄槽）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>をいう。）</u>における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。<u>なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</u>廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。<u>また、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止すること。</u></u>  ②転換課長は、「<u>廃液処理設備(1)（転換工場）の集水槽（チェック用）</u>」における排水を排水口から放出する場合は、<u>当該集水槽における排水中の濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</u>  ③環境保全課長は、<u>排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</u></u></p>

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-1	103	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）                      第60条の7                      （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。                      ① 点検計画                      ② 巡視計画                      ③ 定期事業者検査の計画                      ④ 設計及び工事の計画                      ⑤ 特別な保全計画                      4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。                      （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>（工事管理）                      第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      （1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      （2）加工施設に対する悪影響の防止                      （3）管理上重要な初期データの採取                      （4）工事工程の管理                      （5）運転開始までの作業対象設備の管理                      （6）第6章に基づく放射線管理                      （7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>（使用前事業者検査の実施）                      第63条 管理総括者は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）の実施手順を「施設管理標準」に定める。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」                      6. 2. 4 保全計画の策定                      設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。                      （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。                      a. 点検計画                      b. 巡視計画                      c. 定期事業者検査の計画                      d. 設計及び工事の計画                      e. 特別な保全計画                      6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定                      （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>8. 工事管理                      設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。                      a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      b. 加工施設に対する悪影響の防止                      c. 管理上重要な初期データの採取                      d. 工事工程の管理                      e. 運転開始までの作業対象設備の管理                      f. 放射線管理                      g. 放射性廃棄物管理</p> <p>9. 事業者検査の実施                      9. 1 使用前事業者検査の実施                      （1）安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本項において「検査」という。）に係る責任を有し、統括する。</p>
	829	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		
	1170	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		
	1182	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		
	1544	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		
	1615	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-1	1619 1624 1627 1632 1634	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。 今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。 今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。 今回申請の設備・機器については、変更がないため、保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う（図り2-7、図り2-8 参照）。 今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 前頁参照	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 前頁参照
7-2	104 830 815 824 1171 1183	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	(工事管理) 第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、 <u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u> 以下の事項を考慮した工事管理を行う。 (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理	SQAS-08「施設管理標準」 8. 工事管理 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、 <u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u> 以下の事項を考慮した工事管理を行う。 a. 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b. 加工施設に対する悪影響の防止 c. 管理上重要な初期データの採取 d. 工事工程の管理 e. 運転開始までの作業対象設備の管理 f. 放射線管理 g. 放射性廃棄物管理

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-2	1545	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
	1589	今回申請の消火設備防火水槽(3)及び(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-2-1 参照）により行う。		
	1589	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1594	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1599	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1607	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1612	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1615	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1619	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1624	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1627	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		
	1634	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。		



## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-3	814	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1 参照）により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）  第60条の7  4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。  （1）担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」  6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定  （1）設備技術課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p>
	824	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2 参照）により行う。		
	1594	今回申請の消火設備可搬消防ポンプに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り1-3-1～2 参照）により行う。		
	1598	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		
	1607	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-4	814	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(管理区域)  第42条  2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-07「放射線管理標準」  6.1.1 管理区域の設定  (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。  ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。  ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。  なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>STD-SC0101「放射線安全作業要領」  3.4 管理区域等の設定及び解除  (3) 一時管理区域の設定  一時管理区域の設定は以下の手順で行う。  1) 管理総括者は、核燃料物質の運搬、放射性廃棄物の保管、放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合は、核燃料取扱主任者の意見を求め、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。  2) 安全管理課長は、一時管理区域を壁、さく等で区画し、施錠等により業務上立入る者以外の者が立入らないようにする他、一時管理区域である旨を示す標識を掲げる。  3) 安全管理課長は、設定する一時管理区域の線量等を測定する。  4) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を設定する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。  (4) 一時管理区域の解除  一時管理区域の解除は以下の手順で行う。  1) 管理総括者は、一時管理区域を解除する場合は事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。  2) 一時管理区域を解除する場合、安全管理課長は線量等の測定を行い、法令に定める管理区域に係る値を超えてないことを確認し管理総括者に報告する。  3) 放射性物質取扱い配管の工事等で一時管理区域を解除する場合、付録5「工事に伴う一時管理区域管理要領」に従う。</p>

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-5	830	工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（保全計画の策定）                      第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。                      （1）担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。                      1）点検計画                      2）巡視計画                      3）定期事業者検査の計画                      4）設計及び工事の計画                      5）特別な保全計画                      4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。                      （2）担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。                      1）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目                      2）使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      3）評価方法及び管理基準                      4）使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>（保全の実施）                      第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。                      3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。                      4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。                      6. 設備技術課長は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>（巡視）                      第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-08「施設管理標準」                      6. 2. 4 保全計画の策定                      設備技術課長、安全管理課長及び安全法務課長（以下、本項において「担当課長」という。）は、次の通り保全計画を策定する。                      （1）担当課長は、保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には計画の始期と期間に関することを含める。                      a. 点検計画                      b. 巡視計画                      c. 定期事業者検査の計画                      d. 設計及び工事の計画                      e. 特別な保全計画</p> <p>6. 2. 4. 3 設計及び工事の計画の策定                      （2）設備技術課長及び安全法務課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。                      a. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目                      b. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      c. 評価方法及び管理基準                      d. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p>
	837	付属建物第3 核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>（巡視）                      第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>6. 2. 5 保全の実施                      （1）保全を実施する各課長は、6.2.4項で定めた保全計画に従って保全を実施する。                      （2）保全を実施する各課長は、保全の実施に当たって、7項による設計管理及び8項による工事管理を実施する。                      （3）各設備を所管する担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安規定第30条による巡視を定期的に行う。                      （4）保全を実施する各課長は、保全の結果について記録し保管する。                      （6）設備技術課長は、6.2.4.3(4)項の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに核燃料取扱主任者に報告する。</p>
	837	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、ペレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機(金属容器(粉末)混合)、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		<p>1 2. 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持                      建物および設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は6.2.4項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」                      6. 2 加工施設の設備管理                      （2）各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-5	1187	排水貯留池は、1-2 の検査で適合を確認した後、図ト1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
1187	<p>気体廃棄設備(4)、廃液処理設備(3)、保管廃棄設備(液体廃棄物の廃棄設備)、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、1-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>			
1549	<p>エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ、モニタリングポスト、放射能測定装置(α、β線用)及び気象観測装置は、1-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>			
1639	<p>空シリンダ置場は、空シリンダを保管しており、施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>			
1639	<p>無停電源装置は、1-2 の検査で適合を確認した後、図リ2-2 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。</p>			

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-5	1639	工業用水、水道水の配管に設置（新設）する溢水源供給停止設備（手動）の工業用水遮断弁（手動）及び水道水遮断弁（手動）、並びに新設する溢水源供給停止設備（自動）の工業用水遮断弁（自動）、水道水遮断弁（自動）は、I-2の検査で適合を確認した後、使用を開始し、図り2-5に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項            青字：補正申請事項            黒字：既保安規定            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所            黒字：既規定文書            アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>前頁参照</p>
	1639	保安秤量器（シリンダ1）～（シリンダ3）、保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7）、UF6シリンダ秤量器及び保安秤量器（分析1）、（分析2）は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	1639	改造する非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機（屋外ケーブル系統））は、I-2の検査で適合を確認した後、図り2-9に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		
	1639	既設の緊急対策設備（1）、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。		

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-6	1046	大型粉末容器 員数72基 但し、保安規定に基づき使用数量を60基とする。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 別表第2 大型粉末容器 員数 72基* *7.2基のうち、大型粉末容器の貯蔵架台収納台数である6.0基のみを使用する。	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 SQAS-09「核燃料物質の管理標準」 6.3 核燃料物質の貯蔵 (1) (7)大型粉末容器7.2基のうち、貯蔵架台収納台数である6.0基のみを使用する。
7-7	1170	第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	(放射性廃棄物でない廃棄物) 第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。	SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」 5.4 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。また、それらの方法を定めた要領書を作成する。 (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。
7-8	1634	保安規定第67条(計画停電時の措置)に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。	(計画停電時等の措置) 第67条 設備技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合は、工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。	SQAS-08「施設管理標準」 1.1. 計画停電時等の措置 設備技術課長は、加工施設において計画停電を実施する場合は、工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より保安上の措置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。
7-9	2445	第3核燃料倉庫に設置するクレーンに関して、取り扱う核燃料物質の状態をU02粉末、U308粉末から、U02粉末、U308粉末、U02ペレットに変更した。	別表第2第1項 ・クレーン(第3核燃料倉庫) 核燃料物質の状態 U0 <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> ペレット	STD-SC0102「臨界安全管理要領」 表-6 各施設の設備機器の核的制限値 ・クレーン(第3核燃料倉庫) 核燃料物質の状態 U0 <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> ペレット
7-10	2446	第1廃棄物処理所の屋外にある排気処理設備(但し、ウランは取り扱わない)であるスクラバに対して、火災源となる輸送車両が近接し、火災影響を受けないようにするため、迂回する運搬経路に変更した。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。 (図-1は保安規定に合わせて改訂予定)
7-11	2447	建物堰で溢水を閉じ込める設計となっているが、溢水源があることを踏まえ第3核燃料倉庫1階を溢水防護区画として設定した。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 3. 内部溢水 (4) 標準書の整備 ① 溢水防護区画の設定に関すること。	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 (5) 内部溢水 ① 溢水防護区画は、別図2-1～7に設定する区画とする。 (別図は保安規定に合わせて追加予定)

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-12	2819	降下火砕物が加工施設で観測された場合、空中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」  2.1 火山（降灰）及び積雪  (3) 資機材の整備  管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。</u>  (4) 標準書の整備  管理総括者は、<u>火山（降灰）及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u>  ① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。  ② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。  ③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。  ④ 加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」  6.4 活動に係る要領書の整備  (1) 火山活動（降灰）・積雪  ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業（以下積雪を含む）において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。  ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。  ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。  ④加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」  4.1 降下火砕物の除去（積雪を含む）  (2) 除去の判断  管理総括者は、建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。  ① 建物実耐力  降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。  ② 事象の進展  降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。  (3) 装備と除去用具  以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331防災資機材管理要領」に従い管理すること。  ① 除去用具  ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒  ② 降下火砕物除去装備  防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴  4.3 設備の停止  降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。  気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p>
	2826	降下火砕物が加工施設で観測された場合、空中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。		
	2827	降下火砕物が加工施設で観測された場合、空中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。		

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-13	2822	構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない運用とするため評価対象外とした（保安規定に規定）。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① 竜巻襲来が想定される段階での対応 2) 警戒事態 b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。 ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車（粉末容器構内運搬車、保管容器（劣化・天然ウラン用）、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車）は、竜巻の影響を受けない施設内（搬送元又は搬送先）へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻 STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」 8. 竜巻に備えた措置 8.1 竜巻対応 2) 警戒事態 加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。 イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。 ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。 a) 敷地内（周辺監視区域内）で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車面を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。 b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。 ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車（粉末容器構内運搬車、保管容器（劣化・天然ウラン用）、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車）は、竜巻の影響を受けない施設内（搬送元又は搬送先）へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。
	2926	荒天（竜巻、台風、雪、雨）時及び降下火砕物観測時には運搬を実施しない（保安規定で規定）。		
7-14	2832	構内運搬車による搬送時には、外部火災源としてのA重油用タンクローリ、液化アンモニアローリの経路への侵入を制限する（保安規定に規定）ため、評価対象から除いた。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 管理総括者は、外部火災による災害等を防止するための、以下の活動を実施することを標準書に定める。 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、 <u>図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。</u>	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、 <u>図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。</u>  (図-1は保安規定に合わせて改訂予定)
7-15	2837	立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。第3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫は、鉄筋コンクリート造、及び鉄扉等の堅牢な障壁を有し、管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。なお、空シリンダ置場については、管理区域への出入管理を施錠により行う。また核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。さらに空シリンダ置場に空シリンダを保管する場合は、関係のない人との接触を避けるために、フェンスとの間に距離をおいて置くように管理する。この管理方法については、保安規定で規定する。	(管理区域への出入管理) 第46条 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 2. 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。  (核燃料物質の運搬) 第71条 各課長は、周辺監視区域内で核燃料物質を運搬する場合は、第58条に定める運搬に関する措置及び確認を実施する。  第2図(2) 管理区域の区分図（工場棟1階、放射線管理棟等） ※空シリンダを保管する場合は、管理区域境界フェンスから距離を置いて保管する。	SQAS-07「放射線管理標準」 6.1.6 管理区域への出入管理 (1) 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 なお、放射線業務従事者に指定する際の手続きに関する事項は「放射線安全作業要領」に定める。 (2) 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。 ① 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。  6.4.3 核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬 (1) 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。  <u>図1 管理区域の区分図（工場棟1階、放射線管理棟等）</u> ※空シリンダを保管する場合は、管理区域境界フェンスから距離を置いて保管する。



## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-16	2847	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 (2) 9) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。 イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。 ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 SQAS-24「火災防護活動標準」 7.2 可燃物等の管理 (1) 各課長は、「STD-SC0406可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う。 (2) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。 (3) 管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。 STD-SC0406「可燃物管理要領」 第5条（可燃物の持込管理） 作業エリアには、保管できる数量を超えて可燃物を持ち込まないこと。 書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。
7-17	2853	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 (2) 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。	SQAS-24「火災防護活動標準」 10.4 消火活動 (3) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。 STD-SC1321-02「消火活動手順」 6.1 消火活動 (3) 注水消火 ③ 漏水による設備への水の侵入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）の電源断の措置を行う。
7-18	2876	サーベイメータ（ $\alpha$ 、 $\beta$ （ $\gamma$ ）線用）及び除染用具については、保安規定で当該施設の整備及び管理を規定する。	(放射線測定器類の管理) 第55条 安全管理課長は、第60条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 別表第9 放射線測定器類：線量当量率サーベイメータ、汚染サーベイメータ (非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。 別表第20 防災資機材一覧：除染用具	SQAS-07「放射線管理標準」 6.3.2 放射線測定器類の管理 (1) 安全管理課長は、第60条の7に定める保全計画のもと、別表3に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。なお、定期事業者検査の実施にあたっては、SQAS-08「施設管理標準」9.2項に従うこと。 別表第3 放射線測定器類：線量当量率サーベイメータ、汚染サーベイメータ SQAS-11「非常時の措置標準」 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。 別表1 防災資機材一覧：除染用具

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-19	2877	相対するエリアモニタが同時検知した場合は防災組織活動に加え、入構者の退避を実施する。警報表示/吹鳴時の対応については保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>第3節 初期活動  （通報及び退避）  第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。  <u>2. 相対するエリアモニタが同時検知した場合は防災組織活動に加え、入構者の退避を実施する。</u>  （応急措置）  第85条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。  2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。  第4節 非常時における活動  （非常時体制の発令）  第86条 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。  （非常時対策活動及び非常時体制の解除）  第87条 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。  2. 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-11「非常時の措置標準」  6.2 初期活動  （1）通報  管理総括者は、以下の事項を「緊急連絡手順」に定める。  ① 加工施設で異常（事業所内における火災を含む）を発見した者は、異常事象に応じて直ちに「119番」、「非常電話（2222）」、「構内一斉放送」、担当課長に通報する。  ② 各課長は、加工施設に異常（事業所内における火災を含む）が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告するとともに核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。  （2）退避及び点呼  管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」、「退避要領」又は「大地震対応手順」に定める。  ① 臨界事故が発生（臨界警報が吹鳴）した場合は、直ちに最寄りの通常出入口又は非常扉から建屋外へ退避する。  （3）応急措置  管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」に定める。  ① 前項④にて不明者が確認された場合は、管理総括者の指示に基づき、不明者の救出活動を行う。  ② 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。  ③ 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。  6.3 非常時における活動  （1）非常時体制の発令  管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、「防災組織活動要領」に従い、直ちに非常時体制を発令し、保安規定第16条に定める管理組織から非常時対策組織である防災組織に移行させる。  （2）防災組織活動及び非常時体制の解除  ① 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、「防災組織活動要領」及び「社外連絡・通報・報告要領」に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。  ② 防災組織は、「防災組織活動要領」に従い、対策本部長の総括のもと、保安規定第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p>
7-20	2878	ハンドフットモニタでは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）に定める第1種管理区域内から退出する者の表面密度限度（アルファ線を放出する放射性物質の場合、0.4Bq/cm <sup>2</sup> ）以下に警報を設定する。警報セット値は、法による警報設定値に余裕をみて0.3Bq/cm <sup>2</sup> 以下とする。なお、警報表示/吹鳴時の除染措置については、保安規定に定める。	<p>（第1種管理区域への出入管理）  第47条 安全管理課長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。  （2）退出する場合は、ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。  （3）前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</p>	<p>SQAS-07[放射線管理標準]  6.1.7 第1種管理区域への出入管理  (1)  ②退出する場合は、ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。  ③前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</p>
7-21	2878	加工棟成型工場における被ばく監視及び管理のための退出管理は、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタを使用する。このことを保安規定に規定する。	<p>（第1種管理区域への出入管理）  第47条 安全管理課長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。  （2）退出する場合は、ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</p>	<p>SQAS-07[放射線管理標準]  6.1.7 第1種管理区域への出入管理  (1)  ②退出する場合は、ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</p>

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-22	2878	<p>ダストモニタが排気中濃度を連続監視し、警報設定値に達した当日以降の3ヶ月間、放射性物質の放出を抑制すれば、上記の法に定める3ヶ月間の平均濃度以下になるよう警報を設定し、ダストモニタの計数効率、バックグラウンド値を踏まえて算出した9cps以下に警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、保安規定に定める。</p>	<p><b>赤字</b>：7/26変更認可申請事項  <b>青字</b>：補正申請事項  <b>黒字</b>：既保安規定  <b>アンダーライン</b>：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（放射性気体廃棄物）  <b>第77条</b> 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。  <b>2.</b> 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより<b>連続的に</b>監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14 に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p><b>第3節 初期活動</b>  （通報及び<b>退避</b>）  <b>第84条</b> 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>（応急措置）  <b>第85条</b> 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。  <b>2.</b> 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p><b>第4節 非常時における活動</b>  （非常時体制の発令）  <b>第86条</b> 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。</p> <p>（非常時対策活動及び非常時体制の解除）  <b>第87条</b> 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。  <b>2.</b> 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、<b>第16条</b>に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p>	<p><b>青字</b>：保安規定を受けて改訂する箇所  <b>黒字</b>：既規定文書  <b>アンダーライン</b>：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」  5. 3 放射性気体廃棄物の管理  （1）安全管理課長が実施する放射性気体廃棄物の管理に関する以下の事項  ②放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより<b>連続的に</b>監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</p> <p>SQAS-11「非常時の措置標準」  6.2 初期活動  （1）通報  管理総括者は、以下の事項を「緊急連絡手順」に定める。  ① 加工施設で異常（事業所内における火災を含む）を発見した者は、異常事象に応じて直ちに「119番」、「非常電話（2222）」、「構内一斉放送」、担当課長に通報する。  ② 各課長は、加工施設に異常（事業所内における火災を含む）が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告するとともに核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。  （2）退避及び点呼  管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」、「退避要領」又は「大地震対応手順」に定める。  ② ウラン（粉末等）が漏えいした場合は、防護具を着用し、当該エリアから退避する。  （3）応急措置  管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」に定める。  ① 前項④にて不明者が確認された場合は、管理総括者の指示に基づき、不明者の救出活動を行う。  ② 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。  ③ 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>6.3 非常時における活動  （1）非常時体制の発令  管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、「防災組織活動要領」に従い、直ちに非常時体制を発令し、保安規定第16条に定める管理組織から非常時対策組織である防災組織に移行させる。  （2）防災組織活動及び非常時体制の解除  ① 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、「防災組織活動要領」及び「社外連絡・通報・報告要領」に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。  ② 防災組織は、「防災組織活動要領」に従い、対策本部長の総括のもと、保安規定第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p> <p>安全管理課標準書 SCD-R-058「ダストモニタ及びエアモニタ点検校正要領」  添付3 排気ダストモニタの警報設定値の考え方</p>

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-23	2880	モニタリングポストでは、ガンマ線の線量率が1μSv/h及び5μSv/hに達した時点で、適切な通報並びに防災組織活動による収束活動を実施できるように警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、保安規定に定める。	<p>赤字：7/26変更認可申請事項                      青字：補正申請事項                      黒字：既保安規定                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(線量当量等の測定)                      第54条                      4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p> <p>第3節 初期活動                      (通報及び回避)                      第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。                      (応急措置)                      第85条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。                      2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>第4節 非常時における活動                      (非常時体制の発令)                      第86条 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。                      (非常時対策活動及び非常時体制の解除)                      第87条 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。                      2. 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動(緊急作業を含む。)を行う。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所                      黒字：既規定文書                      アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-07「放射線管理標準」                      6.3.1 線量当量等の測定                      (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p> <p>SQAS-11「非常時の措置標準」                      6.2 初期活動                      (1) 通報                      管理総括者は、以下の事項を「緊急連絡手順」に定める。                      ① 加工施設で異常(事業所内における火災を含む)を発見した者は、異常事象に応じて直ちに「119番」、「非常電話(2222)」、「構内一斉放送」、担当課長に通報する。                      ② 各課長は、加工施設に異常(事業所内における火災を含む)が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告するとともに核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。                      (2) 回避及び点呼                      管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」、「回避要領」又は「大地震対応手順」に定める。                      ② ウラン(粉末等)が漏えいした場合は、防護具を着用し、当該エリアから回避する。                      (3) 応急措置                      管理総括者は、以下の事項を「緊急時対応要領」に定める。                      ① 前項④にて不明者が確認された場合は、管理総括者の指示に基づき、不明者の救出活動を行う。                      ② 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。                      ③ 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>6.3 非常時における活動                      (1) 非常時体制の発令                      管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、「防災組織活動要領」に従い、直ちに非常時体制を発令し、保安規定第16条に定める管理組織から非常時対策組織である防災組織に移行させる。                      (2) 防災組織活動及び非常時体制の解除                      ① 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、「防災組織活動要領」及び「社外連絡・通報・報告要領」に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。                      ② 防災組織は、「防災組織活動要領」に従い、対策本部長の総括のもと、保安規定第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動(緊急作業を含む。)を行う。</p> <p>STD-SC1312「防災組織活動要領」                      添付2 対策本部長の役割(事象：敷地境界付近の放射線量上昇)                      S E O 1 (原災法第10条第1の事象(施設敷地緊急事態))：1ヶ所で5μSv/h以上のγ線量を検知、1ヶ所で1μSv/h以上のγ線量を検知し、中性子線サーベイメータの測定値との合計値が5μSv/h以上の場合                      G E O 1 (原災法第15条第1の事象(全面緊急事態))：2ヶ所で5μSv/h以上のγ線を検知した場合又は左記が10分以上継続した場合</p>
7-24	2916	原料貯蔵所の粉末輸送容器貯蔵枠に粉末輸送容器を貯蔵する場合は、原料貯蔵所のUF6の最大貯蔵能力を超えないようにするため、図へ設-1(2/2)に記載の通り、シリンダ貯蔵ビットに蓋をしてUF6シリンダの貯蔵はしない(保安規定に規定)。	<p>第4図(2)原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図                      上記1~46のいずれかに粉末輸送容器を置く場合は、●のシリンダ貯蔵ビットに蓋をして、UF6シリンダの貯蔵はしない。</p>	<p>SQAS-09「核燃料物質の管理標準」                      第4図(2)原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図                      上記1~46のいずれかに粉末輸送容器を置く場合は、●のシリンダ貯蔵ビットに蓋をして、UF6シリンダの貯蔵はしない。</p>

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-25	2929	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光機等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。(5-9)保安規定に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の消火用資機材、防護具類、その他器材の欄)している。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所  (非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</u>  別表第20 防災資機材一覧：防火服、防護マスク、投光器等	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所  SQAS-11「非常時の措置標準」 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</u>  別表1 防災資機材一覧：防火服、防護マスク、投光器等
7-26	2929	灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)を更新して貯蔵量上限を9.5kℓから0.75kℓに縮小し、火災の影響を防止する。(9-22)保安規定に敷地内の屋外危険物の貯蔵量管理に関する規定を、今後追加する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 管理総括者は、 <u>外部火災による災害等を防止するための、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u> <u>① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。</u> <u>② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。</u>	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① 担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。 ② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。貯蔵量の上限値を表1に示す。 (図-1は保安規定に合わせて改訂予定)
7-27	2929	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。(12-1)表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。(12-3)保安規定に規定している。	(設計・開発計画) 第9条 (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。 2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。	SQAS-19「設計・開発管理標準」 (4) 技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。 a) 操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。 b) 前項の機器及び装置等には、スイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。なお、表示装置は、色で識別できる設計とする
7-28	2929	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。(12-2)保安規定に今後規定する。	(設計・開発計画) 第9条 (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 3) <u>制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。</u>	SQAS-19「設計・開発管理標準」 (4) 技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。 6) <u>制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。</u>
7-29	2929	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。(18-4)保安規定に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の防護具類の欄)している。	(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</u>  別表第20 防災資機材一覧：フィルタ付防護マスク、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	SQAS-11「非常時の措置標準」 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</u>  別表1 防災資機材一覧：フィルタ付き防護マスク、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク
	2930	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。(18-10)保安規定に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の防護具類の欄)している。		

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
7-30	2929	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。(18-7)保安規定に規定している。	(管理区域への出入管理) 第46条 2. (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。	SQAS-07「放射線管理標準」 6.1.6 管理区域への出入管理 (2) ②所定の個人線量測定器を着用すること。
7-31	2930	除染用として、除染用具を設ける。(18-8)保安規定に今後規定する。	(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具</u> 、 <u>懐中電灯</u> 、 <u>ポータブル発電機及び投光器</u> 等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。  別表第20 防災資機材一覧： <u>除染用具</u>	SQAS-11「非常時の措置標準」 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具</u> 、 <u>懐中電灯</u> 、 <u>ポータブル発電機及び投光器</u> 等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。  別表1 防災資機材一覧： <u>除染用具</u>
7-32	2930	放射線業務従事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第1種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。(18-9)保安規定に規定している。	(線量当量等の測定) 第54条 3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入口付近に表示する。	SQAS-07「放射線管理標準」 6.3.1 線量当量等の測定 (3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入口付近に表示する。
7-33	2930	隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。(19-3)保安規定に今後規定する。	(線量当量等の測定) 第54条 4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。 <u>また、隣接するニュークリア・デベロップメント(以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</u>	SQAS-07「放射線管理標準」 6.3.1 線量当量等の測定 (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。 <u>また、隣接するニュークリア・デベロップメント(以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</u>
7-34	2930	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。(22-4)保安規定に規定(添付2)している。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応 2.3 対策の実施に必要な情報の把握 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。	SQAS-11「非常時の措置標準」 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応 2.3 対策の実施に必要な情報の把握 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。
7-35	2930	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。(22-6)保安規定に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の非常用通信機器の欄)している。	(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具</u> 、 <u>懐中電灯</u> 、 <u>ポータブル発電機及び投光器</u> 等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。  別表第20 防災資機材一覧：非常用通信機器(緊急呼出装置(エマージェンシーコール))	SQAS-11「非常時の措置標準」 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、 <u>除染用具</u> 、 <u>懐中電灯</u> 、 <u>ポータブル発電機及び投光器</u> 等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。  別表1 防災資機材一覧：非常用通信機器(緊急呼出装置(エマージェンシーコール))

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-36	2930	夜間及び交流電源喪失を想定した事態対応のための資機材の整備については、保安規定に規定（添付2及び「別表第20 防災資機材一覧」の放射線計測器、防護具類、通信連絡用器材、非常用通信機器、その他器材の欄）している。 UF6 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとしている。 今後、これら資機材を予備の保管場所を考慮して分散配置することについて、保安規定に規定する。	赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとする。 別表第20 防災資機材一覧：放射線計測器、防護具類、通信連絡用器材、非常用通信機器、その他器材	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所 SQAS-11「非常時の措置標準」 別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとする。 別表1 防災資機材一覧：放射線計測器、防護具類、通信連絡用器材、非常用通信機器、その他器材
7-37	2931	大規模な損壊に至った場合、加工施設周辺への気体状のUF6等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行うことについて、保安規定に規定（第113条、添付2）している。今後、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することについて、保安規定に規定する。	（六ふつ化ウランの建屋内への閉じ込め措置） 第113条 3. 非常時対策組織は、六ふつ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF 用防護具を着用し、HF 濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふつ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHF が検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫周囲への散水を行う。 添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策 ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。 ・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF6等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。 （非常時用器材の整備） 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。 別表第20 防災資機材一覧：集塵機、固着剤	SQAS-11「非常時の措置標準」 6.4 UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置 （2）一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ① UF6 の建屋内への閉じ込め措置 ハ）非常時対策組織は、UF6 漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF 用防護具を着用し、HF 濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、UF6 の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHF が検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫の周囲への散水を行う。 別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策 ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。 ・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF6等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。 6.1 事前対策 （4）非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。また、管理総括者は非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量燃料あらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 別表1 防災資機材一覧：集塵機、固着剤
7-38	3084	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は保安規定で規定する。	（核燃料物質の受入、払出し） 第70条 3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書により別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。 別表第12 核燃料物質の受入仕様値（第70条関係） 1. 再生濃縮ウランの受入仕様値（濃縮度5%以下） 2. 再生濃縮ウラン以外の核燃料物質の受入仕様値（濃縮度5%以下）	SQAS-09「核燃料物質の管理標準」 6. 1. 1 核燃料物質の受入、払出し （3）安全管理課長は、核燃料物質を受け入れる場合は、材料証明書により「保安規定」別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-39	3089	複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>（臨界安全管理）  第35条  （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-06「加工施設の操作標準」  6. 1 加工施設の操作管理  （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。  ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>232</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。  ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>
7-40	3089	添説設1-2表に示す質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	<p>（臨界安全管理）  第35条  （1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（記録）  第124条  2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16 保安に関する記録（第19条、75条の2、124条関係）  1. 加工規則第7条に基づく記録  3. 操作記録  イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）</p>	<p>SQAS-06「加工施設の操作標準」  6. 1 加工施設の操作管理  （4）各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。  ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び<sup>232</sup>複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録及び担当放射線業務従事者以外が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の放射線業務従事者が実施しても良いこととする。  ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当放射線業務従事者が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当放射線業務従事者が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p>
7-41	3155	原料貯蔵所に設置するシリンダ転倒装置（原料貯蔵所）の変速機に使用する潤滑油については、火災源となりえるので、内包油の全量を溜めるオイルパン及び火災の影響を与えないよう遮熱板を設置する設計とする。オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	<p>添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」  1.1 内部火災  （4）標準書の整備  ①  ③火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p>	<p>SQAS-24「火災防護活動標準」  7.5 火災予防  （3）担当課長は、火災予防対策として設置したオイルパン及び遮熱板について点検・整備を実施し適切に管理する。</p>



## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所
7-42	3295	添説設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備 ① ② □ e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 (夜間休日も同様の措置を行う。)	SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」 6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。 (4) 竜巻  STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動標準」 8.竜巻に備えた措置 8.1竜巻対応 ① ② □ e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。 (夜間休日も同様の措置を行う。)
7-43	3296	燃料棒構内運搬車 [589] は竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について保安規定に規定する。		
7-44	3366	複数の運転員により試薬投入量を確認する。(保安規定) UF4 等粉末を含むウラン溶液に対して、反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入することにより、液体状のウランを確実に固形化処理することにより、液体状ウランの流出を防止する。	別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係） 化学処理施設関係 (9) ウラン回収設備(第4系列) ・洗浄残渣沈殿槽 ・複数の運転員により試薬投入量を確認する	SQAS-06「加工施設の操作標準」 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。 ・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。
7-45	3366	複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する。(保安規定) UF4 等粉末を含むウラン溶液と水酸化ナトリウムの化学反応によるウランの沈殿形成完了をpHで確認することにより、液体状ウランの流出を防止する。	別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係） 化学処理施設関係 (9) ウラン回収設備(第4系列) ・洗浄残渣沈殿槽 ・複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する	SQAS-06「加工施設の操作標準」 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。 ・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。
7-46	3366	複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認する。(保安規定) 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)で生成したウラン固形分を含むUF4 スラリは遠心分離機で固液分離し、UF4 等粉末を回収する。	別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係） 化学処理施設関係 (9) ウラン回収設備(第4系列) ・洗浄残渣沈殿槽 ・複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認する	SQAS-06「加工施設の操作標準」 6. 1 加工施設の操作管理 (4) 各課長は、核的制限値及び熱的制限値を有する設備の操作にあたっては、下記内容を含んだ要領書を作成し、これを遵守することを操作する者に周知徹底する。 ・ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)のpH調整槽、ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)の沈殿槽、ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入量を確認すること。 ・ウラン回収設備(第4系列)の洗浄残渣沈殿槽においては、複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認すること、また、複数の運転員により遠心分離機への通液システムを確認すること。
7-47	3401	添説設8-1 表に示す核燃料物質の混入防止対策を保安規定に定めて実施すること、	(放射性液体廃棄物) 第76条 3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。	SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 (1) (4) ①～③の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、別紙3に示す手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策を遵守させる。  別紙3 表1 手洗い水等への核燃料物質等の混入防止対策

## 保安規定への反映項目抽出（7次申請）

No.	設工認記載箇所	設工認から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-48	3411	<p>廃液処理設備(3)においてウランの除去を行った廃液は、[737]集水槽(チェック)で、また手洗い水等の廃液は、[745] 廃液貯槽(チェック)で排出基準値以下であることを確認した後、[776]排水貯留池に排水する。排出基準値以下であることを確認してから排水する旨は、保安規定で規定する。</p>	<p>赤字：7/26変更認可申請事項  青字：補正申請事項  黒字：既保安規定  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物)  第76条  2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽(チェック用)及び廃液貯槽(チェック用)」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク(チェック用)」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。)における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、<u>廃液処理設備(1)の集水槽(チェック用)の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所  黒字：既規定文書  アンダーライン：設工認抽出事項反映箇所</p> <p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」  5. 2 放射性液体廃棄物の管理  (1) ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「<u>廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽(チェック用)及び廃液貯槽(チェック用)</u>」、「<u>廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク(チェック用)</u>」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</p>
7-49	3411	<p>排水貯留池の片側を空の状態に運用する旨は、保安規定で規定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)  第76条  2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽(チェック用)及び廃液貯槽(チェック用)」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク(チェック用)」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。)における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、<u>廃液処理設備(1)の集水槽(チェック用)の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</u>環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、<u>排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</u><u>なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</u></p>	<p>SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」  5. 2 放射性液体廃棄物の管理  (1) ①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「<u>廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽(チェック用)及び廃液貯槽(チェック用)</u>」、「<u>廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク(チェック用)</u>」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。<u>なお、排水貯留池(1)と(2)については、通常時、交互に運用する。</u></p>